# あま市男女共同参画プラン

## （素案）

平成 24 年●月

あ　ま　市

# 目次


第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨 …… 1
２　計画策定の背景 …… 2
３　計画の性格 …… 6
４　計画の期間 …… 7

第２章　計画の基本的な考え方

１　基本理念 …… 8
２　基本目標 …… 9
３　計画の体系 …… 11

第３章　基本計画

**基本目標１　男女共同参画の理解の促進** …… 12
基本方針（１）　人権の尊重と男女共同参画の意識啓発 …… 12
基本方針（２）　男性にとっての男女共同参画 …… 14
基本方針（３）　子どもにとっての男女共同参画 …… 17
**基本目標２　男女平等意識を育てる教育・学習の充実** …… 20
基本方針（１）　家庭における教育・学習の充実 …… 20
基本方針（２）　教育の場における教育・学習の充実 …… 22
基本方針（３）　地域における教育・学習の充実 …… 24
**基本目標３　あらゆる分野での男女共同参画の推進** …… 26
基本方針（１）　政策決定過程への女性の参画の拡大 …… 26
基本方針（２）　地域における男女共同参画の拡大 …… 28
基本方針（３）　男女の雇用機会の平等と公平な待遇の実現 …… 30
基本方針（４）　ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり …… 32
基本方針（５）　子育て支援の充実 …… 34
基本方針（６）　介護支援の充実 …… 36
**基本目標４　様々な困難を抱える人々への支援** …… 38
基本方針（１）　高齢者への支援 …… 38
基本方針（２）　障がい者への支援 …… 40
基本方針（３）　ひとり親家庭への支援 …… 42
基本方針（４）　外国人への支援 …… 44
基本方針（５）　相談業務の充実 …… 46

**基本目標５　生涯を通じた健康支援** ･････････････････････････････････････ 48
基本方針（１）　心とからだの健康づくりへの支援 ･････････････････････ 48
基本方針（２）　妊娠から出産までの母子保健事業の充実 ･････････････ 50
基本方針（３）　女性特有のがんに対する周知 ･････････････････････････ 52
**基本目標６　暴力の根絶のための基盤づくり（あま市ＤＶ防止基本計画）** ･･ 54
基本方針（１）　暴力の根絶に向けた意識啓発 ･････････････････････････ 54
基本方針（２）　犯罪防止に配慮した環境整備 ･････････････････････････ 56
基本方針（３）　被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実 ････ 58

## 第４章　計画の推進

１　計画の推進体制 ･･････････････････････････････････････････････････ 60
２　目標数値 ･･････････････････････････････････････････････････････････ 61

# 第１章　計画策定にあたって

## １　計画策定の趣旨

我が国では、総人口が減少し始め、少子高齢化の進行、国内経済活動の成熟化と国際化、家族形態の多様化等、急速に環境が変化しています。このため、今後、地域の活力を高め、時代の変化に対応していくためには、性別や年齢に関わらず、一人ひとりがその個性と能力を発揮できる社会、すなわち男女共同参画社会の実現が必要とされています。

国においては2010年（平成22年）に「第３次男女共同参画基本計画」を策定しており、県においても2011年（平成23年）に「あいち男女共同参画プラン2011－2015」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを推進しています。

そこで本市においても、国や県の計画を踏まえ、男女共同参画社会を実現していくために、市民一人ひとりが男女共同参画について正しい認識を持ち、男女が互いの人権を尊重し、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる分野において、その個性と能力を最大限に発揮でき、男女がともに参画できる社会を目指すため、「あま市男女共同参画プラン」を策定しました。

### 男女共同参画社会とは・・・

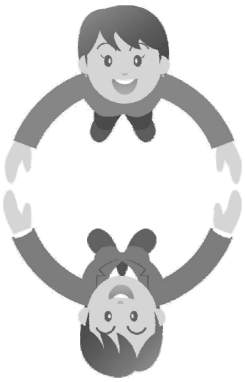

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮できる社会が男女共同参画社会です。

男女共同参画社会基本法には、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

## 2　計画策定の背景

### （１）　世界の動き

国連は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、女性の自立と地位向上を目指して国際的に取り組むことを宣言しました。同年、第１回の世界女性会議で「世界行動計画」が採択されました。また、国際婦人年に続く1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までを「国連婦人の10年」と定めて、加盟各国に計画の推進を呼びかけました。

1979年（昭和54年）には、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、「女子差別撤廃条約」が採択され、1985年（昭和60年）に開催された第3回世界女性会議において、2000年に向けて各国等が男女平等の法的基盤の強化、教育や雇用における平等の確保など具体的措置をとる上でのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。1995年（平成７年）には、北京において第４回世界女性会議が開催され、女性のエンパワーメント、女性の人権の尊重、パートナーシップの強化を柱とする「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

そして、2000年（平成12年）の女性2000年会議では、各国の決意表明や理念を謳う「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」とが採択され、北京で開催された第４回世界女性会議から10年目にあたる2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会（「北京＋10」閣僚級会合）が開催され、これまでの男女平等に関する実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議し、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

2010年（平成22年）には、第54回国連婦人の地位委員会（「北京＋15」記念会合）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の再確認がされました。また、同年に開催された第15回APEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合において、「APEC首脳及び閣僚への提言」が採択され、組織における女性のキャリア構築など３点を柱とする政策提言を要請しました。

2011年（平成23年）には、第55回国連婦人の地位委員会が開催され、女性に関する４つの国連機関[※1]を統合し、同年1月に発足した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（略称「UN　Women」）の発足記念式典が行われました。

---

※1　女性に関する４つの国連機関
①女性の地位向上部（略称「DAW」）：女性の地位委員会（CSW）をサポートする実質的事務局。1946 年設立
②国連婦人開発基金（略称「UNIFEM」）：途上国女性や女性への暴力撤廃のための資金援助機関。1976 年設立
③国際婦人調査訓練研修所（略称「INSTRAW」）：ジェンダー統計の調査・整備と、ジェンダーに敏感な能力強化のための事業を行う機関。1976 年設立
④ジェンダー問題担当事務総長特別顧問室（略称「OSAGI」）：国連内の「女性とジェンダー平等に関する機関間ネットワーク」の議長を務め、事務総長に助言をあたえる事務局。1997 年設立

## （２）　日本の動き

わが国においては、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」を契機とした世界的な動きの中、同年総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」が策定されるなど、女性に関する施策の総合的な推進が図られました。また、1985年（昭和60年）には「男女雇用機会均等法」の制定を経て、「女子差別撤廃条約」を批准しました。その後、1994年（平成６年）には、推進体制強化のため、内閣に男女共同参画推進本部が設置され、1996年（平成８年）には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の実現に関する基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務等を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、これに基づき、男女共同参画会議、男女共同参画局の設置など国内本部機構が強化されました。そして、2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」、2005年（平成17年）には「男女共同参画基本計画（第２次）」、2010年（平成22年）には「第３次男女共同参画基本計画」が策定され、施策が推進されてきました。

また、配偶者からの暴力（以下「ＤＶ」と略記）については、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」という。）が成立し、国及び地方公共団体には、ＤＶを防止し被害者を保護する責務があることが明記され、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなるＤＶの防止と保護にその方向性が示されました。ＤＶ防止法が公布されて3年が経過した2004年（平成16年）に、新たに「定義」の拡大、国、地方公共団体の役割、保護命令制度の充実を柱としてＤＶ防止法が改正されました。その後、2009年（平成21年）に再度ＤＶ防止法が改正され、市町村の役割強化や保護命令制度のさらなる拡充等が図られました。

この間、2007年（平成19年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定、2009年（平成21年）に「育児・介護休業法」の改正等が行われています。

国は第３次男女共同参画基本計画を策定する上で、策定に当たっての基本的な考え方（答申）の中で、以下のように男女共同参画基本法施行後の10年を総括しています。

- ○固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取り組みが不十分であった。
- ○男女共同参画は働く女性の支援という印象を与えたことなどにより、男女共同参画があらゆる立場の人々にとって必要という認識が広まらず、意識改革や制度改革につながらなかった。
- ○男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった。
- ○男女のセーフティネットや女性の様々な生き方への配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても成果につながらない場合があった。

第３次男女共同参画基本計画より抜粋

| 国の第３次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点 |
| --- |
| ①女性の活躍による経済社会の活性化<br>〇少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性を始めとする多様な人材を活用することは、我が国の経済社会の活性化にとって必要不可欠である。<br>〇女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大という観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で持続的に新たな価値を創造するために不可欠である。<br><br>②男性、子どもにとっての男女共同参画<br>〇男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男女共同参画を男性の視点から捉えることが不可欠である。<br>〇長時間労働の抑制等働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男女共同参画の理解に向けた男性に対する積極的な働きかけが必要である。<br>〇次代を担う子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち、そして幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要である。<br>〇近年、ひとり親家庭の子どもや性犯罪の被害を受けている子どもなど支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、安全で安心に暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要である。<br><br>③様々な困難な状況に置かれている人々への対応<br>〇単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で貧困に陥る層が増加している。女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすい。また、障がいがある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。<br>〇家庭や地域における男女共同参画の推進や女性が働きやすい就業構造への改革など男女共同参画の推進が、様々な困難な状況に置かれている人々への対応にとって不可欠である。<br><br>④女性に対するあらゆる暴力の根絶<br>〇女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要課題であることから、暴力を容認しない社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対する暴力の様々な形態に応じた根絶のための幅広い取り組みを総合的に推進することが必要である。<br><br>⑤地域における身近な男女共同参画の推進<br>〇地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要であり、また、人々に最も身近な暮らしの場である地域における様々な取り組みが不可欠である。 |

### （３）　愛知県の動き

愛知県では、1989年（平成元年）に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的な施策を明らかにしました。1996年（平成８年）には愛知県女性総合センター「ウィルあいち」を開館し、1997年（平成９年）には同プランを改定した「あいち男女共同参画2000年プラン」を策定しました。その後、国の「男女共同参画基本計画」を受けて、2001年（平成13年）に「あいち男女共同参画プラン21」を策定するなど、男女共同参画社会を目指し様々な施策を推進してきました。

また、2002年（平成14年）には、県、県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定され、2006年（平成18年）には、国の「第２次男女共同参画基本計画」を受けて、「あいち男女共同参画プラン２１」を改定し、「女性のチャレンジ支援」及び「新たな取り組みを必要とする分野への男女共同参画の推進」を基本的課題として新たに設定するなどしています。

2011年（平成23年）には、国の「第３次男女共同参画基本計画」に合わせて「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定されました。

さらに、ＤＶについては、2004年（平成16年）のＤＶ防止法において、国の基本方針に即してＤＶ被害者の支援に係る基本計画を策定することや、ＤＶ被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確にされたことに基づいて、愛知県では2005年（平成１７年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。その後、2008年（平成20年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（２次計画）」が策定され、ＤＶを未然に防ぎ、ＤＶの被害者や子どもたちが、安心して安全に暮らせる社会をめざした施策を積極的に実施し展開されています。

### （４）　あま市の取り組み

あま市は、2010年（平成22年）３月に七宝町、美和町、甚目寺町の３町が合併して誕生しました。同年に、あま市の今後４年間の取り組むべき施策の工程表として「まちづくりロードマップ」が策定され、その中で『共創による一体感のあるまちづくり』を基本項目に掲げ、男女共同参画推進条例の制定と計画の策定を取り組むべき施策として位置づけられました。

2012年（平成24年）に策定された「第１次あま市総合計画」では、施策の大綱の一つとして『お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる』ことを目指し、具体的な取り組みとして『男女共同参画をすすめる』ことが明記されました。

そこで、同年に「あま市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方を示し、この条例に基づき、あま市における施策を具体的に推進していくために「あま市男女共同参画プラン」を策定しました。

また、ＤＶについては、2009年（平成21年）のＤＶ防止法において、基本計画策定が市町村の努力義務とされ、さらに「あま市男女共同参画推進条例」の中には、性別による権利侵害の禁止が明記されています。これらのことを踏まえて、本計画の「基本目標６　暴力の根絶のための基盤づくり」の中に包含する形で「あま市配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する基本計画（あま市ＤＶ防止基本計画）」を策定し、暴力根絶のための施策を推進します。

## 3　計画の性格

○本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本市における男女共同参画社会の実現を促進する施策についての基本計画です。
また、あま市男女共同参画推進条例第９条に基づく基本計画です。

○本計画は「第１次あま市総合計画」に示す方向性に基づいて、他の関連計画との整合性及び連携を図っています。

○本計画は、国の「第３次男女共同参画基本計画」及び県の「あいち男女共同参画プラン 2011-2015」を勘案しながら、市の特性や現状を踏まえて策定しています。

○本計画の基本目標６「暴力の根絶のための基盤づくり」に係る施策（54 頁～59 頁）を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」とみなします。

■他の計画等との関連図

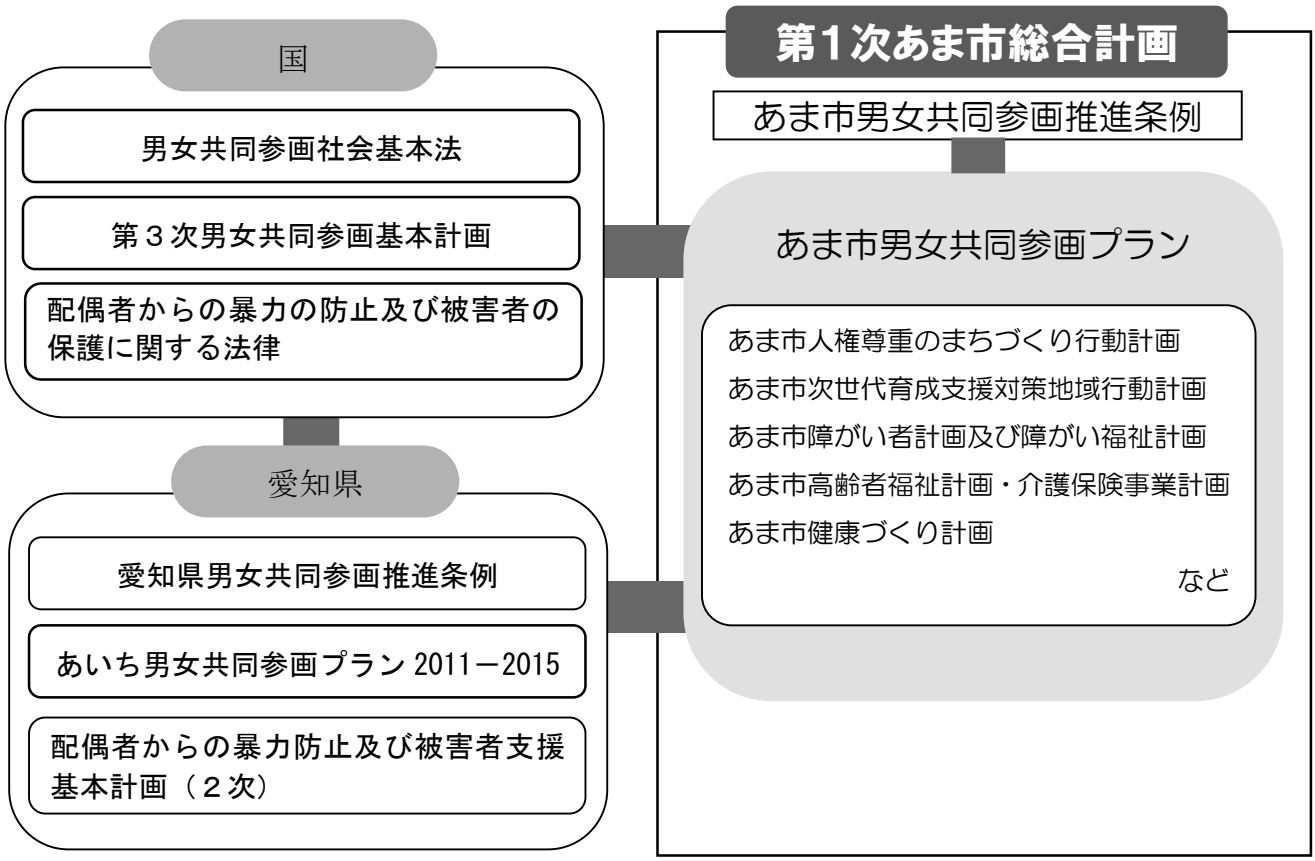

## 4　計画の期間

本計画は、2012年（平成24年）度から2０２１年（平成33年）度までの10年間とします。

中間年となる2016年（平成28年）度には、計画の進捗状況の確認と見直しを行います。その他にも、計画期間中には、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

# 第2章　計画の基本的な考え方

## 1　基本理念

あま市においては、あま市男女共同参画推進条例の５つの理念を基本に置き、人権が尊重され、女性も男性も自らの個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

**個性を認め　思いやる心を持ち**

**男女がともに輝けるまち**

あま市男女共同参画推進条例前文で謳われている「男女が、自分らしさと能力を十分に発揮し、互いに思いやり、認め合い、高めあって、輝くことのできる社会」を表しています。

### あま市男女共同参画推進条例での基本理念

**①男女の人権の尊重**

男女が互いに人権を尊重し、差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として能力を発揮できる機会が確保されること。

**②社会における制度又は慣行についての配慮**

固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、男女がその活動の選択を阻害されることのないように配慮されること。

**③あらゆる分野における方針の立案決定への参画**

男女が社会の対等な構成員として、様々な場面において方針の立案や決定に対等に参画する機会が確保されること。

**④家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立**

社会支援の下に、男女が互いに協力し家庭生活と社会生活のバランスがとれるよう配慮されること。

**⑤国際的視野の下での取組**

国際社会の取組も踏まえて男女共同参画社会の実現に取り組むこと。

## 2　基本目標

### 基本目標 1　男女共同参画の理解の促進

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会であり、その社会を実現するためには、まずは男女の固定的な性別役割分担意識を解消していくことが重要です。

そのため、男女共同参画に対する積極的な情報提供や広報・啓発活動を推進し、家庭、地域、職場などあらゆる場において、男女平等意識の普及・啓発に努めます。

### 基本目標 2　男女平等意識を育てる教育・学習の充実

性別に関わらず、すべての人が平等であるという意識を育てていくためには、幼少期からの継続的な啓発が必要です。また、学校教育における人権意識の啓発や男女平等についての取り組みは、次世代を担う人づくりという点で非常に重要です。

そのため、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、指導する立場である教職員等に対しても意識の啓発に努めます。

### 基本目標 3　あらゆる分野での男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、男女が家庭、地域、職場などあらゆる分野において対等に参画し、その責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することが必要です。

そのため、本市においても、これまで男性中心になりがちであった政策や方針の立案・決定過程への場をはじめ、地域や職場など、さまざまな分野において女性が積極的に参画できる環境づくりを進めていきます。

## 基本目標 4　様々な困難を抱える人々への支援

近年、少子高齢化の進行、厳しい経済・雇用情勢の中、未婚や離婚の増加等による単身世帯や、ひとり親世帯が増加し、貧困など生活上の様々な困難を抱える人が増加しています。また、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題を抱えた人であること等に加え、女性であることから複合的に困難な状況に置かれている人もいます。

そのため、男女共同参画の視点から様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるために必要な支援や環境の整備に努めます。

## 基本目標 5　生涯を通じた健康支援

男女共同参画社会を実現するにあたっては、女性も男性も互いの違いを認めあい、身体的特徴を十分に理解し、相手への思いやりをもって生きていくことが大切です。特に女性については、妊娠や出産など、身体的な特性を備えており、男性とは異なる様々な健康上の問題に直面することがあります。

そのため、それぞれのライフステージに応じた健康の維持・増進対策の充実に努めます。

## 基本目標 6　暴力の根絶のための基盤づくり

配偶者等からの暴力（ＤＶ）やセクシュアル・ハラスメントなどは重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。そして、被害者の多くは女性であり、女性への暴力は男女の対等な関係づくりを基盤とする男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、克服すべき重要な課題です。

そのため、女性の人権尊重のための啓発活動を推進するとともに、ＤＶ被害者等への適切な支援体制の確立に努めます。また、女性や子どもが犯罪の被害にあわないように、防犯対策を充実させます。

## 3　計画の体系

### 基本理念

**個性を認め　思いやる心を持ち　男女がともに輝けるまち**

### 基本目標 1　男女共同参画の理解の促進

**基本方針**

(1)　人権の尊重と男女共同参画の意識啓発
(2)　男性にとっての男女共同参画
(3)　子どもにとっての男女共同参画

### 基本目標 2　男女平等意識を育てる教育・学習の充実

**基本方針**

(1)　家庭における教育・学習の充実
(2)　教育の場における教育・学習の充実
(3)　地域における教育・学習の充実

### 基本目標 3　あらゆる分野での男女共同参画の推進

**基本方針**

(1)　政策決定過程への女性の参画の拡大
(2)　地域における男女共同参画の拡大
(3)　男女の雇用機会の平等と公平な待遇の実現
(4)　ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり
(5)　子育て支援の充実
(6)　介護支援の充実

### 基本目標 4　様々な困難を抱える人々への支援

**基本方針**

(1)　高齢者への支援
(2)　障がい者への支援
(3)　ひとり親家庭への支援
(4)　外国人への支援
(5)　相談業務の充実

### 基本目標 5　生涯を通じた健康支援

**基本方針**

(1)　心とからだの健康づくりへの支援
(2)　妊娠から出産までの母子保健事業の充実
(3)　女性特有のがんに対する周知

### 基本目標 6　暴力の根絶のための基盤づくり（あま市ＤＶ防止基本計画）

**基本方針**

(1)　暴力の根絶に向けた意識啓発
(2)　犯罪防止に配慮した環境整備
(3)　被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

# 第3章　基本計画

## 基本目標 1　男女共同参画の理解の促進

### 基本方針（１）人権の尊重と男女共同参画の意識啓発

固定的な性別役割分担を反映した社会通念や慣行を見直し、市民一人ひとりが男女共同参画の理解を深め、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、高めあうことのできる社会を築いていけるよう広報・啓発活動に努めます。

#### 現状と課題

男女共同参画社会とは、男女が性別に関わりなく、人として尊重され、個性と能力を十分発揮することができる活力ある社会です。その社会を実現するためには、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成を促進することが重要です。

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてという性別役割分担を固定する考え方について、賛同的意見が 45.4%、否定的意見が 43.3%とほぼ同程度となっています。また、性別でみると、女性に比べ男性で賛同意識がやや多くみられます。このような結果からも、依然として男女で役割を分ける意識は残っており、男女共同参画社会の実現には、まだまだ課題を残していることがうかがえます。

そのため、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる場面で男女共同参画についての意識啓発をしていくとともに、固定的な性別役割分担につながる「社会的性別（ジェンダー）※2」についても、市民にわかりやすく周知・啓発していく必要があります。

図：「男は仕事、女は家庭」という考え方について

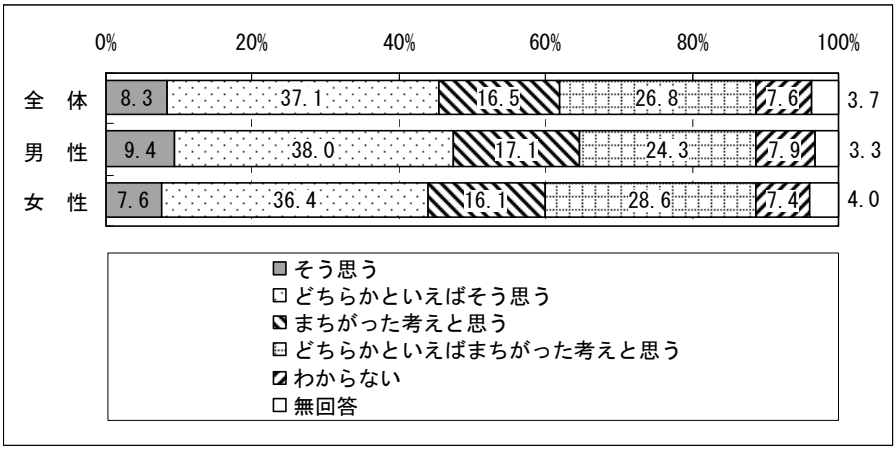


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

※2 社会的性別（ジェンダー／gender）：人間には生まれついての生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①人権を尊重するための意識啓発と情報の提供 | 人権を尊重する市民意識の高揚を図るため啓発を進めるとともに様々な機会を通じて情報提供を行います。 | 啓発パンフレットの作成 | 人権推進課 |
| | | 広報、パンフレット、市ホームページ等による情報提供 | |
| | | 人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催 | |
| ②男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発と情報の提供 | 固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解を深め、男女共同参画に関する学習の機会や情報提供を行います。 | 啓発パンフレットの作成 | 人権推進課 |
| | | 広報、パンフレット、市ホームページ等による情報提供 | |
| | | 男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催 | |
| | | 図書館において関連図書、資料の情報提供 | 生涯学習課 |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 男女共同参画講演会の参加者数 | ― | 600 人 |
| 【市民意識の変化】<br>「男は仕事、女は家庭」という考え方について<br>「そう思わない」人の割合 | 43.3% | 53.3% |

## 基本方針（２）男性にとっての男女共同参画

男女共同参画社会の実現は、男性がより暮らしやすくなるものであることの理解を深め、男性が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活や地域生活に参画できる取り組みを進めます。

### 現状と課題

男女共同参画は、すべての人にとって社会全体の課題であるにもかかわらず、女性に比べて男性の意識が低いのが現状です。男女共同参画を推進することで、女性だけでなく、男性にとっても、家庭、地域、職場においてより豊かな生活を営むことができることの理解を進める必要があります。

市民意識調査によると、「食事のしたく」や「子どもの世話」など家庭生活における日常的な仕事は、主に女性が担っています。このような状況の中で、男女が平等に協力し合っていくために大切と思うことについては、「男性自身の意識をあらためる」が 43.9%と最も多くなっており、男性自身の意識改革が重要であることがうかがえます。一方で、男性が積極的に育児、介護、地域社会に参画するためには、男性の長時間労働等の働き方の見直しが求められます。

したがって、男女があらゆる分野でいきいきと活躍できる男女共同参画社会を進めるためには、女性だけでなく、男性自身が固定的な性別役割分担意識に捉われることがないよう、男性自身の意識改革を促すための広報・啓発活動を推進していく必要があります。

また、精神的に孤立しやすい男性に対して、相談体制を確立し、男性に多い自殺を未然に防ぐ取り組みを行っていくことも必要です。

図：日常的な仕事の割合（性別）

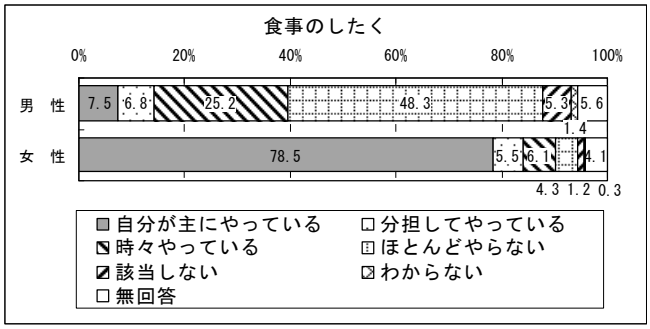


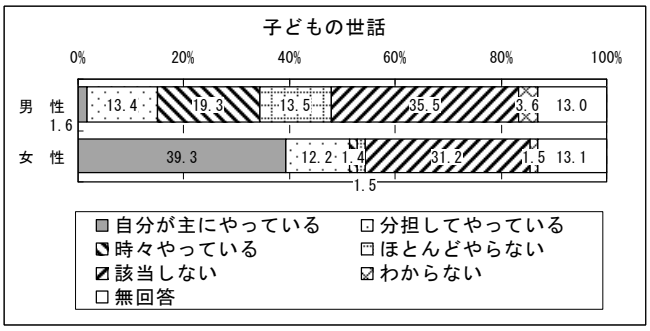


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

図：男女が平等に協力し合っていくために大切と思うことについて

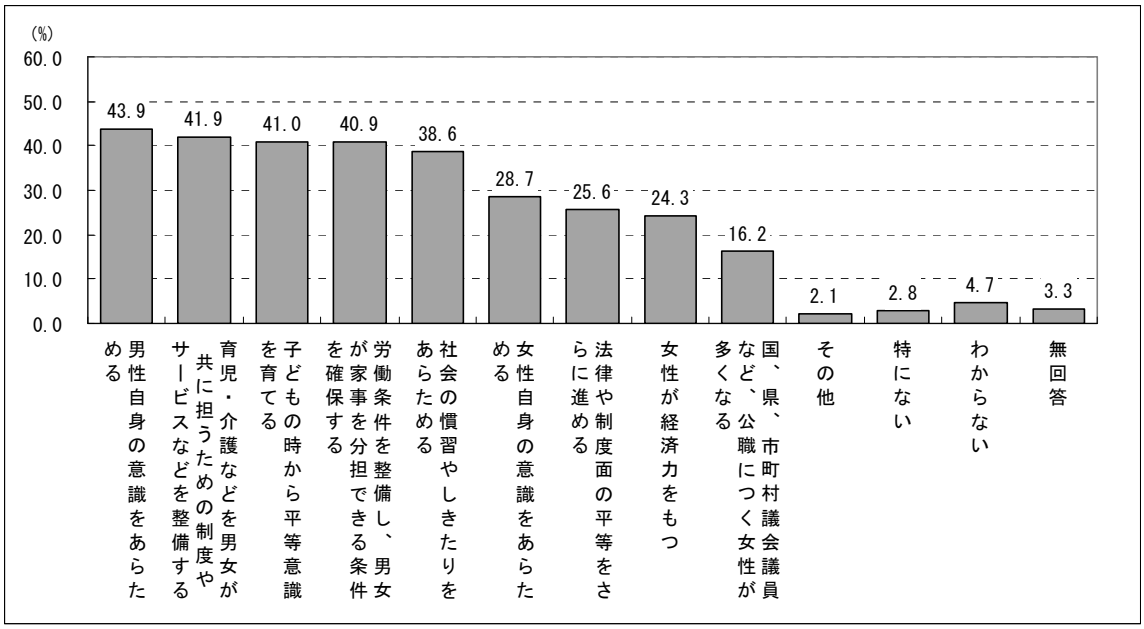


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

図：あま市における自殺者数の推移（性別）

※平成 19 年から平成 21 年は旧３町の合計

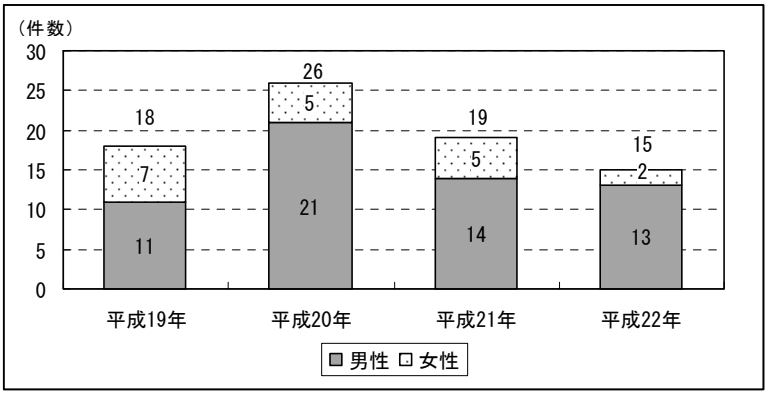


資料：愛知県衛生年報

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①男性の意識改革や生活自立のための実践講座の開催 | 男性の意識改革を図るため、学習機会を提供するとともに積極的な家事参加を促すための料理教室をはじめとした実践講座を開催し、生活自立のための支援を行います。 | 意識改革のためのセミナーの開催や家事を中心とした生活自立のための実践講座の開催 | 人権推進課 |
| | | 生きがい対策とひきこもり防止のための男性高齢者を対象とした料理教室の開催 | 健康推進課 |
| | | 男性を対象とした家事参加型講座の開催 | 生涯学習課 |
| ②男性が地域・家庭に参画しやすい職場環境づくりの推進 | 男性が地域や家庭に積極的に関わっていけるよう、職場における男女共同参画の理解の促進に努めます。 | 男性職員の育児休暇取得の促進 | 人事秘書課 |
| | | 休業や休暇、子育て期間中の短期時間勤務等の制度の周知 | 産業振興課 |
| ③自殺対策の推進 | 男性に多い自殺を未然に防ぐため、自殺の危険性が高い方の早期の発見、早期対応を図る取り組みを行います。 | 民生委員などを対象としたゲートキーパー※3養成研修の実施 | 健康推進課 |
| | | こころの相談員による予約制の個別相談の実施 | |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|---|
| 【市民意識の変化】<br>日常的な仕事をしない男性の割合 | 食事のしたく | 48.3% | 38.3% |
| | 子どもの世話 | 13.5% | 3.5% |

※3 ゲートキーパー：地域や職場で発せられる自殺のサインにいち早く気付き、適切な対処を行い、専門相談機関へつなぐ役割を担う人のこと。

基本目標 1　男女共同参画の理解の促進

## 基本方針（３）子どもにとっての男女共同参画

次代を担う子どもたちが、健やかに成長でき、安全で安心して暮らせるよう地域全体で子どもを支える取り組みを進めます。

### 現状と課題

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、すべての人があらゆる場面で活躍できる社会です。次代を担う子どもたちが、心身共に健やかに、そして、その個性と能力を十分発揮できるように育っていくことが重要です。そのためには、子どもの頃から、男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成を図れるよう支援していくことが必要です。

子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身の成長にとって重要であるだけでなく、将来的に社会全体における男女共同参画の推進にもつながることから、子どもにとっての男女共同参画を推進することが重要とされています。

市民意識調査によると、子どもの育て方については、「女の子は女の子らしく、男の子は男らしく育てた方がよい」という考え方が約４割と多くなっています。この考え方は、以前からのしきたりや慣行によって生じる考え方であり、現在においても変わらないものであることがうかがえます。

今後は、男だから男らしく、女だから女らしくと考える前に、一人ひとりの個性を尊重して育てていくこと、そして、その能力を最大限に引き出していくことが重要となります。

また、近年、子どもへの虐待や性犯罪の被害を受けている子ども等、支援を必要としている子どもの問題が顕在化しており、子どもが地域で安心して生活するための環境づくりや地域づくりが求められています。

そのため、今後は、子どもを見守り、声をかけあう地域づくりを進め、子どもへの暴力・虐待の未然防止など、子どもたちが地域で安心して生活するための環境づくりや地域づくりを促進し、社会全体で子どもを支える取り組みが必要です。

**図：女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしくという考え方について**

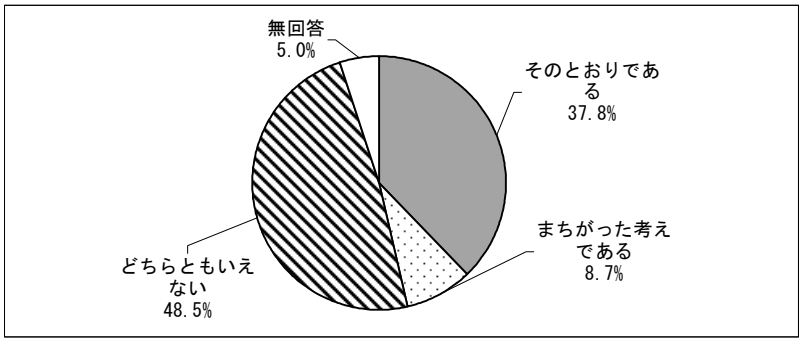


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

図：子どもへの虐待について

「自分の周りで子どもを虐待しているのではないかと思ったことがありますか」

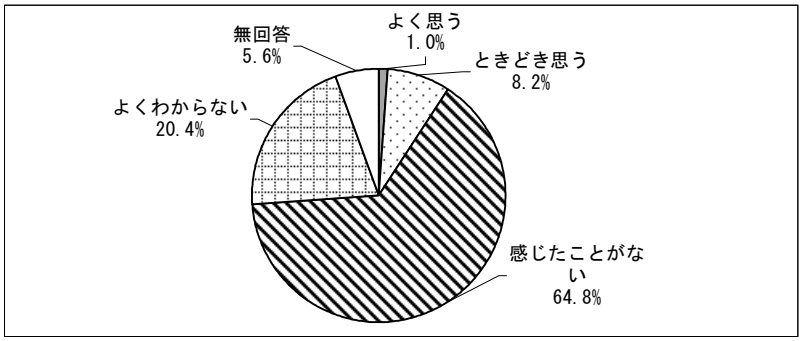


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

表：あま市における虐待相談内容別件数

| | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 保護の怠慢・拒否（ﾈｸﾞﾚｸﾄ） | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成 22 年度 | 29 | 0 | 2 | 19 | 50 |
| 平成 23 年度 | 44 | 3 | 0 | 5 | 52 |

資料：子育て支援課

表：あま市における被虐待児の年齢・相談種別件数（平成 23 年度）

| | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | 保護の怠慢・拒否（ﾈｸﾞﾚｸﾄ） | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| ０～３歳未満 | 10 | 0 | 0 | 3 | 13 |
| ３～学齢前児童 | 15 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 小学生 | 10 | 1 | 0 | 2 | 13 |
| 中学生 | 8 | 2 | 0 | 0 | 10 |
| 高校生・その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 44 | 3 | 0 | 5 | 52 |

資料：子育て支援課

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①子どものころからの男女共同参画の理解の促進 | 子どものころから人権尊重の精神が身につくよう人権尊重、男女平等についての教育を充実させ自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。 | 人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施 | 学校教育課 |
| ②地域で子どもを育てる環境の整備 | 犯罪から子どもを守るため市民協働で防犯活動に取り組み、犯罪の未然防止を図るとともに子どもに対する防犯意識を高めるための取り組みを行います。 | おはこんあいさつ運動の推進 | 安全安心課 |
| | | 子どもの防犯教室の開催 | |
| | | 通学路こども 110 番の家の普及 | 学校教育課 |
| | | 通学時の防犯や交通安全に関する意識を高める教育の実施 | |
| | | 登下校時の通学路における街頭指導や防犯パトロールの実施 | |
| | | 小学校入学児童への防犯ブザーの配布 | |
| ③児童虐待の早期発見と未然防止 | 育児に関する相談窓口を充実させ保護者の悩みなどの軽減を図り、児童虐待の早期発見と未然防止に努めます。 | 妊娠中の不安の軽減、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的としたこんにちは赤ちゃん家庭訪問事業の実施 | 健康推進課 |
| | | 乳幼児定期健診の実施 | |
| | | 保護者の悩みに対応するための家庭相談員の配置 | 子育て支援課 |
| | | スクールカウンセラーや心の相談員の配置 | 学校教育課 |
| | | 児童虐待の早期発見と未然防止に向けた総合的な支援体制の整備 | 子育て支援課<br>健康推進課<br>学校教育課 |
| | | 児童虐待防止に向けた啓発パンフレット等の配布 | 子育て支援課<br>人権推進課 |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| こんにちは赤ちゃん訪問事業割合 | 70.0%<br>（平成 23 年度） | 100.0% |
| 【市民意識の変化】<br>「自分の周りで子どもを虐待しているのではないか」と思ったことがある人の割合 | 9.2% | 0.0% |

## 基本目標 2　男女平等意識を育てる教育・学習の充実

### 基本方針（１）家庭における教育・学習の充実

子どもから大人まで社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮し活躍できる男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに認めあい、平等の理念を理解することが不可欠です。家庭において男女共同参画の理解を深めていけるよう、教育・学習の機会を充実します。

#### 現状と課題

男女共同参画社会づくりにおいては、最も身近な生活の場である家庭が重要な役割を果たします。

市民意識調査によると、男女の地位の平等意識は「家庭生活」においては、男性優遇が 46.9%と約半数の人が男性優遇と回答しています。また、この家庭生活における男性優遇の意識は、女性の家事、育児、介護などの負担をあらわすものであると考えられます。

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、まずは家庭における取り組みが必要であり、そのための意識啓発に努める必要があります。

図：家庭生活での男女の地位の平等意識

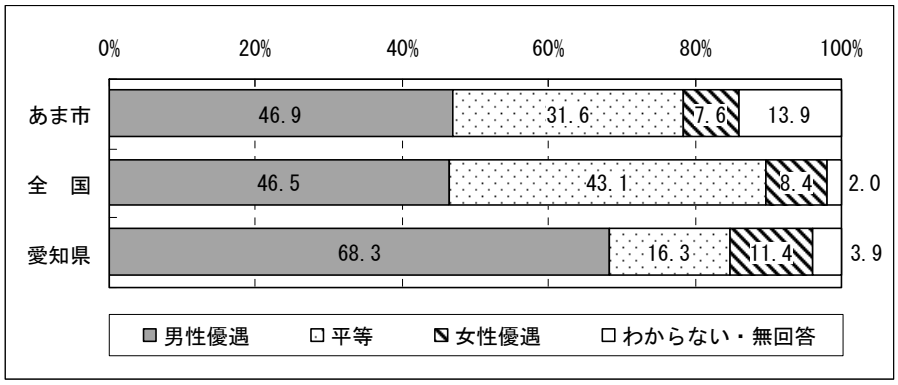


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①家庭における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進 | 男女共同参画の理解を家庭において普及させるため、男女問わず親子間のコミュニケーションを図る場や学習機会を提供します。 | 乳幼児と親を対象とした幼児期家庭教育講座を開催 | 生涯学習課 |
| | | 親と子が一緒に参加する親子ふれあい講座の開催 | |
| | | 男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催（再掲） | 人権推進課 |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 幼児期家庭教育講座の定員に対する参加者率 | 70.0%<br>（平成 23 年度） | 80.0% |
| 【市民意識の変化】<br>家庭生活において「男女の地位が平等である」と思う人の割合 | 31.6% | 41.6% |

## 基本目標２　男女平等意識を育てる教育・学習の充実

### 基本方針（２）教育の場における教育・学習の充実

子どものころから人権が尊重されることの大切さや個性や能力を社会で十分発揮できることの大切さを学び、自らの意思によって多様な生き方を選択できるよう教育・学習を充実します。

#### 現状と課題

男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、主体的に物事を考え選択する力を身につけるには、学校教育を通して、幼少期から男女共同参画に基づいた教育を実践していくことが非常に大切です。

市民意識調査によると、男女の地位の平等意識は、「学校教育の場」においては、家庭生活や職場の状況に比べて、男女は「平等である」という回答が61.4％と最も多く、学校教育の場において男女平等の意識が浸透してきていることがうかがえます。また、男女平等の意識を育てるために、学校教育ではどのようなことに力を入れるべきかについては、「異性を思いやる気持ちの大切さを教える教育を充実させる」「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」がともに６割を超えており、このことからも、子どもの頃から、あらゆる機会で互いを思いやる心をもつとともに、男女ともに家事や育児に参加することへの抵抗感をなくす教育に力を入れていくことが求められていることがうかがえます。

そのため、子どもの頃から学校をはじめ、家庭や地域などさまざまな場面で、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識を育むとともに、情報があふれる中でのメディアリテラシー※4の向上、自らの意思によって多様な生き方が選択できるよう教育・学習を推進していく必要があります。

図：学校教育の場における男女の地位の平等意識

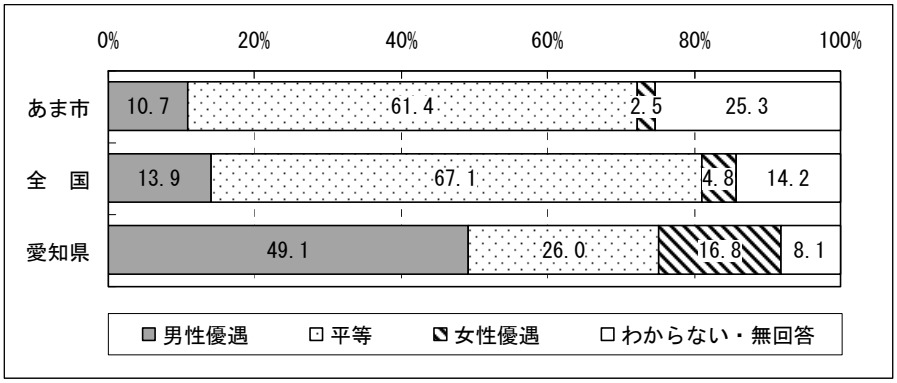


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

※4　メディアリテラシー：次の３つの構成要素とする、複合的な能力のこと。①メディアを主体的に読み解く能力。②メディアにアクセスし、活用する能力。③メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力。

図：男女平等の意識を育てるために学校教育で力を入れることについて

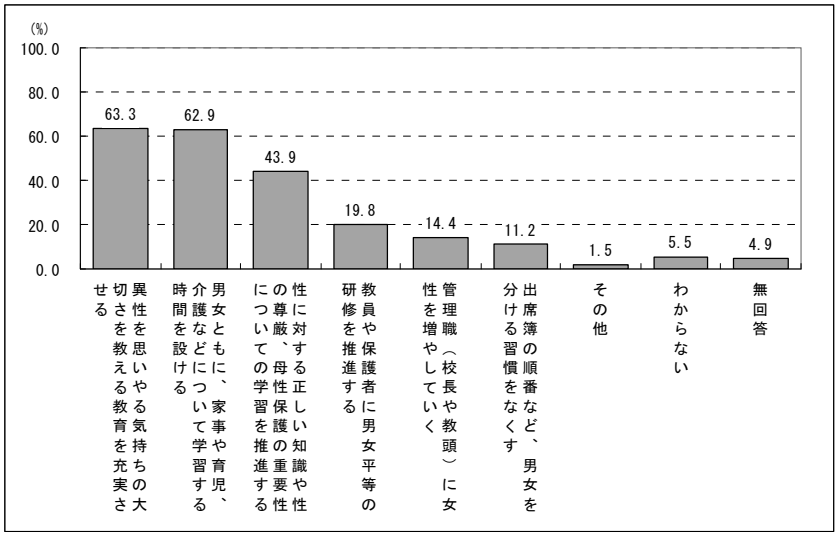


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①子どものころからの男女共同参画の理解の促進 | 子どものころから人権尊重の精神が身につくよう人権尊重、男女平等についての教育を充実させ自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。 | 人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施（再掲） | 学校教育課 |
| | | 人権尊重の精神を身につけるための道徳教育の実施 | |
| | | 近年の情報化の背景を踏まえ、メディアリテラシーの向上を図るための教育の実施 | |
| | | 児童生徒の発達段階に合わせた性に関する指導 | |
| | | 保育園において人権擁護委員による園児とのふれあいの実施 | 人権推進課 |
| | | 命の大切さを育む人権の花運動の実施 | |
| ②教職員、保育者の人権意識を高めるための学習機会の充実 | 教育や保育に携わる関係者が豊かな見識と人権感覚を身につけるための学習の機会を充実します。 | 人権教育に関する調査・研究を行う役員会・研究推進委員会の設置 | 学校教育課 |
| | | 保育者を対象とした人権に関する研修の実施 | 子育て支援課 |
| | | 市民及び教職員等の人権意識向上を図るための人権教育講演会の開催 | 学校教育課<br>生涯学習課 |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 人権教育講演会の参加者数 | 600 人<br>（平成 23 年度） | 800 人 |
| 【市民意識の変化】学校教育の場において「男女の地位が平等である」と思う人の割合 | 61.4% | 71.4% |

## 基本目標 2　男女平等意識を育てる教育・学習の充実

### 基本方針（３）地域における教育・学習の充実

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに地域の活動に参画することができるよう必要な知識や技術を学ぶための教育・学習の充実に取り組みます。

#### 現状と課題

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、家庭と同じく男女共同参画社会の実現にとって重要です。しかし、市民意識調査によると、男女の地位の平等意識は、「地域社会」においては、41.5%が男性優遇と回答しており、これは、国（34.7%）や県（23.6%）の調査結果と比較しても多くなっています。

男女共同参画社会を実現するためには、男性も女性も積極的に男女共同参画の意義や必要性について理解することが必要不可欠であり、そのためには、地域において、男女共同参画についての理解を深めていけるような学習の機会を充実させる必要があります。

男女が思いやりをもち、認め合いながら個性と能力を活かした多様な生き方ができるよう、市民を対象に男女共同参画の意識を高めるための学習講座を開催するとともに、男女共同参画の理念に対する理解が深まるよう、市民に対する意識啓発や情報提供の充実に努める必要があります。

図：地域社会における男女の地位の平等意識

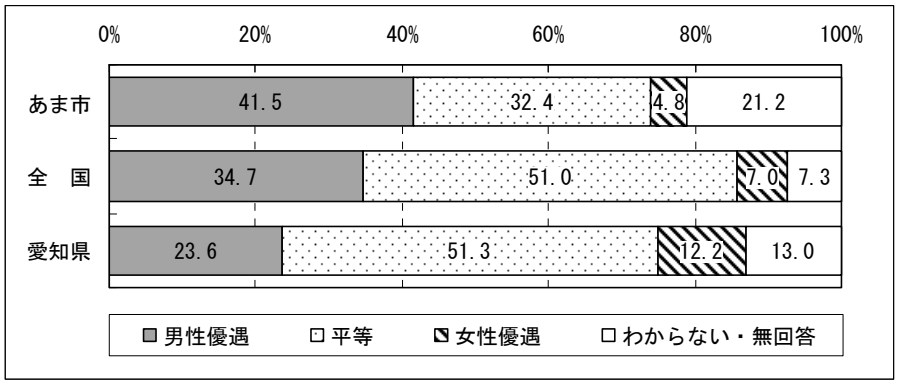


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①地域における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進 | 男女がともに地域に参画するために必要な知識を学ぶための教育・学習機会を提供します。 | 社会教育講座において、男女共同参画をテーマとした講座を開催 | 生涯学習課 |
| | | 市民及び教職員等の人権意識向上を図るための人権教育講演会の開催（再掲） | 学校教育課<br>生涯学習課 |
| | | 男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催（再掲） | 人権推進課 |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 【市民意識の変化】<br>地域社会において「男女の地位が平等である」と思う人の割合 | 32.4% | 42.4% |

## 基本目標 3　あらゆる分野での男女共同参画の推進

### 基本方針（１）政策決定過程への女性の参画の拡大

政策や方針の立案・決定過程において、男女双方の意見が反映されるよう、積極的に審議会等における委員の男女比率の均衡を図ります。また、男女共同参画の推進を担う人材の育成に努めます。

#### 現状と課題

男女共同参画社会を実現していくためには、政策や方針の立案・決定過程において女性の参画を拡大していくことが重要です。

あま市の審議会等への女性の登用率は 22.4%で、教育委員会などの執行機関である行政委員会への女性の登用率はわずか 2.3%とかなり差があります。また、あま市の職員の女性管理職は全体では 21.0%となっていますが、一般行政職に限ると 14.5%とやや低くなります。

今後は、女性の政策や方針の立案・決定過程への参画を促進するためにも、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※5や公募制の審議会の促進、人材の育成などの様々な対策により、審議会等の委員や管理職への女性の積極的な採用・登用の拡大を図る必要があります。

表：審議会、委員会への女性登用率の状況　　平成 24 年 4 月 1 日現在

| | 審議会･委員会数 | うち女性を含む審議会･委員会数 | 委員数（A） | うち女性委員数（B） | 登用率（B／A） |
|---|---|---|---|---|---|
| 審議会等 | 13 | 9 | 237 人 | 53 人 | 22.4% |
| 行政委員会 | 6 | 1 | 43 人 | 1 人 | 2.3% |

資料：人権推進課

表：職員の女性管理職の状況　　平成 24 年 4 月 1 日現在

| 管理職総数（A） | うち女性管理職数（B） | 女性比率（B／A） | うち一般行政職 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 管理職数（C） | うち女性管理職数（D） | 女性比率（D／C） |
| 105 人 | 22 人 | 21.0% | 83 人 | 12 人 | 14.5% |

資料：人事秘書課

※5 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消するための自治体や企業が行う自主的かつ積極的な取組みのこと。

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①審議会等への男女共同参画の促進 | 政策決定過程への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。 | 審議会、委員会への女性の登用促進 | 関係各課 |
| | | 審議会、委員会等への女性の登用状況についての調査、結果公表の実施 | 人権推進課 |
| | | 女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実施 | 人事秘書課 |
| ②男女共同参画の推進を担う人材育成 | 積極的に社会へ参画している女性を発掘し、人材育成を図ります。 | 愛知県男女共同参画人材育成セミナーへの受講候補者の推薦 | 人権推進課 |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 審議会、委員会への女性登用率 | 22.4% | 30.0% |
| 職員一般行政職の女性管理職比率 | 14.5% | 20.0% |

## 基本目標 3　あらゆる分野での男女共同参画の推進

### 基本方針（２）地域における男女共同参画の拡大

地域力を高めるために、地域活動において、男女共同参画の視点を活かした取り組みができるよう女性の積極的な参画を推進するとともに、男女がともに地域で活動できるよう支援を行います。

#### 現状と課題

地域においては、核家族化や少子高齢化が進み、住民相互の社会的つながりの希薄化など、その相互扶助機能が弱体化しつつあります。そのため、福祉、環境、防犯・防災、まちづくり等の分野において、住民全体が協力して課題の解決に取り組む必要があります。

地域活動の場においては、固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、地域行事やＰＴＡなど現場活動の担い手の多くが女性であるにも関わらず、意思決定の場では女性の参画が少ないのが現状です。男女が協力し、同じ関わり方で活動することが大切であり、男性と同様に女性の登用を積極的に進める必要があります。

また一方で、男性は、女性に比べ地域社会との関わりが少なく、地域との関係も希薄になりがちです。そのため、地域活動に参加する意義や重要性について理解を深めることが必要です。

今後は、地域のあらゆる分野において、男女共同参画の視点に立って、男女が協力して取り組んでいくための意識や環境づくりが必要となります。

図：自治会長に占める女性割合

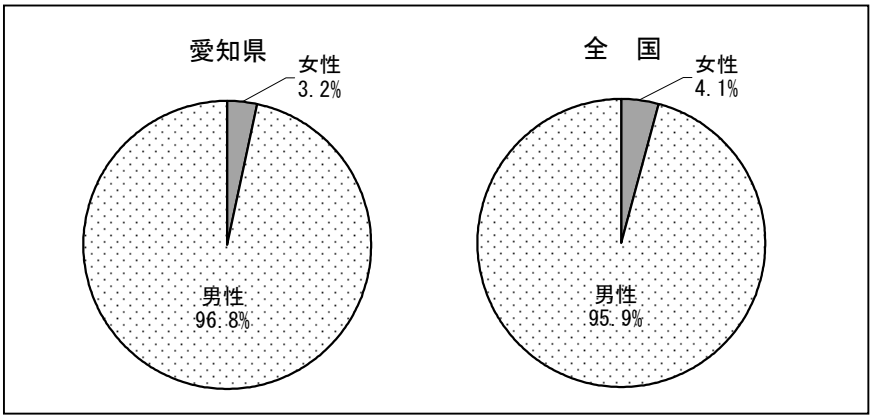


資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成 22 年度）

図：地域活動への参加経験（性・年齢別）（愛知県）

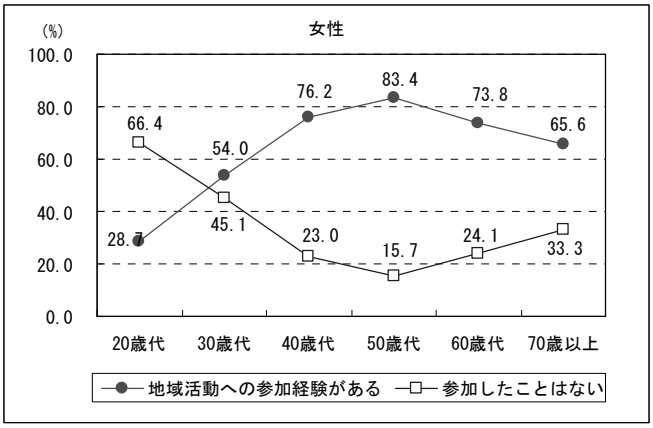


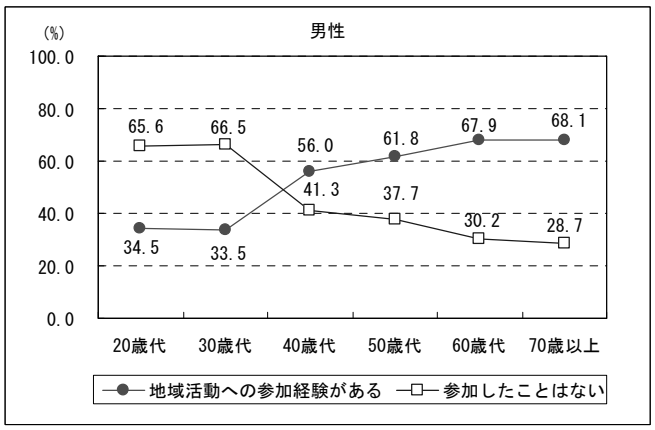


資料：県県民生活部「平成 20 年度県民意識調査」

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①男女共同参画の視点に立った地域活動団体への支援の充実 | 地域活動において男女の参画を促し、地域活動団体の活性化を図るため各種団体に対して支援を行います。 | 女性消防クラブ活動への支援 | 安全安心課 |
| | | 交通安全を推進する女性運転者友の会への支援 | |
| | | 地域活動団体への助成 | 企画政策課 |
| | | 地域活動団体に対して情報交換や交流ができる場を提供 | |
| | | 社会教育活動を担う女性団体への支援 | 生涯学習課 |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| あま市女性消防クラブ員数 | 25 人<br>（平成 23 年度） | 100 人 |

## 基本方針（３）男女の雇用機会の平等と公平な待遇の実現

男女がともに安心して働けるように、男女共同参画の視点による職場の環境づくりを促進し、働く場における男女の格差の積極的な解消に努め、能力に応じた公平な待遇の実現を図ります。

### 現状と課題

近年、男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法の改正等により、女性の働く環境は整備されつつありますが、現実には、雇用状況や昇進・昇格については、依然として男女で格差があります。

市民意識調査によると、女性に関する人権上の問題については、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」や「職場における差別待遇」などが多くなっています。また、男女の地位の平等意識は、「職場」では 63.7%が男性優遇と回答しており、職場においては男性優遇と感じていることがうかがえます。

このようなことから、企業などに対して、男女の雇用機会の平等と公平な待遇の実現を図るよう働きかけていくとともに、市民に対して労働に関する法令や制度の周知を図る必要があります。

また、商工業・農業などの自営業で働く女性は従業者として重要な役割を果たしているにもかかわらず、経営をめぐる重要な場に参画していない状況があります。また、会社に勤める女性に比べて仕事と家事・育児の負担をしているにもかかわらず、就業時間や休日の取り決めがないなど、労働条件も明確にされていないという実態がみられます。

そのため、今後は、経営への女性の参画や仕事と家事・育児との両立における負担の軽減を図るためにも、就業環境の改善に取り組む必要があります。

図：女性に関する人権上の問題について

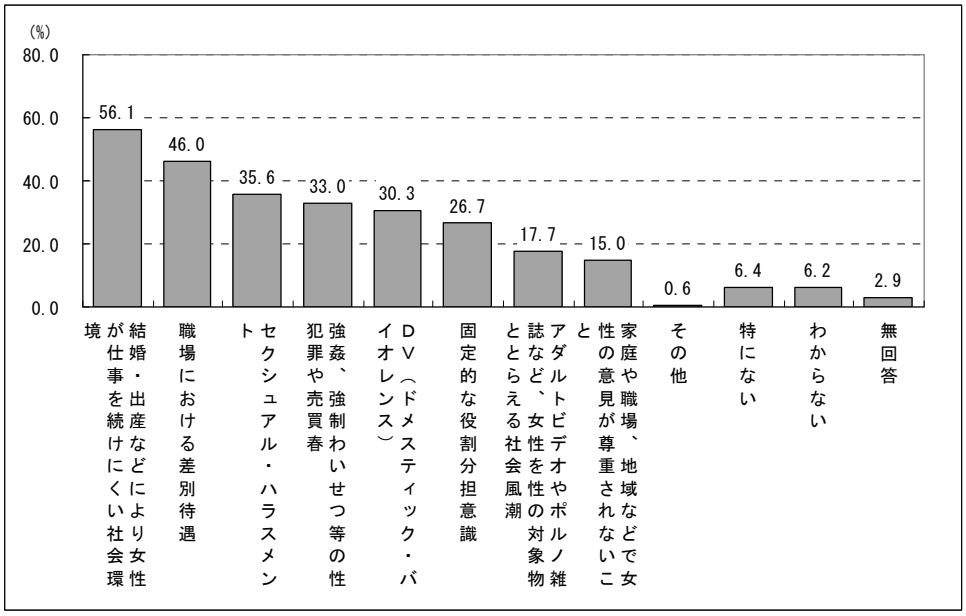


資料：人権に関する市民意識調査（平成 22 年度）

図：職場における男女の地位の平等意識

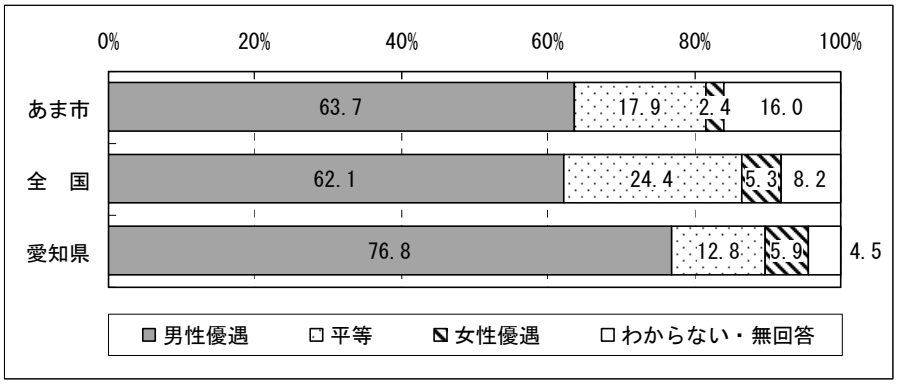


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①男女の雇用平等に向けた啓発、情報提供 | 市のホームページやチラシなどを活用して働きやすい環境整備のための情報を市民や企業に提供します。 | 男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知 | 産業振興課 |
| | | 女性の再就職のためのセミナー等の情報提供 | 人権推進課 |
| ②職域の拡大 | 性別によらない配置に務め、一人ひとりの能力や適性を考慮した職員配置を進めます。 | 市職員の性別にとらわれない人事管理の推進 | 人事秘書課 |
| ③商工業、農業等自営業における男女共同参画の推進 | 実質的に共同経営をしている女性が対等なパートナーとして方針決定や経営に参画することができるよう情報提供や意識啓発を行います。 | 家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備についての普及・啓発 | 産業振興課 |
| | | 農業における家族経営協定※6の締結の促進 | |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 【市民意識の変化】<br>女性の人権上の問題として「職場における差別待遇」と思う人の割合 | 46.0% | 36.0% |

※6 家族経営協定：農家における家族員一人ひとりが生きがいとやりがいを持てるようにするため、給料や休日などの就業条件、経営方針や営農計画、望ましい暮らし方や経営移譲時期などについて家族で話し合い、その結果を文章でまとめたもの。

## 基本方針（４）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり

働く男女が、ともに仕事と家庭や地域の活動等とのバランスのとれた多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解を広く社会に浸透させます。さらに、企業や関係団体等との情報交換、連携によりワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

### 現状と課題

少子高齢化、ライフスタイルの変化が進んだ社会においては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けての積極的な取り組みが求められています。

国においても、少子化の要因を「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造として捉え、仕事中心の生き方を社会全体で見直すワーク・ライフ・バランスの取り組みが進められています。

市民意識調査によると、女性が安心して働き続ける環境をつくるために必要なことについては、「夫や家族が理解し協力する」が最も多いものの、次いで「職業（仕事）と家庭の両立に職場が理解し協力する」「育児・介護休業制度を定着する」といった職場の理解や制度の充実が求められています。

仕事と子育て、介護との両立の支援を図るためには、育児・介護休業制度の普及・定着や休職中の職場復帰等を企業に働きかけるなど、仕事と子育て、介護が両立できるような社会基盤の整備が望まれます。また、すべての人が多様な働き方を選択できるよう、「働き方の見直し」を促進するとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識といった社会風潮を見直し、仕事と子育て、介護が両立できるような環境づくりを総合的に進めていくことが必要です。

図：年齢別女性の就業率

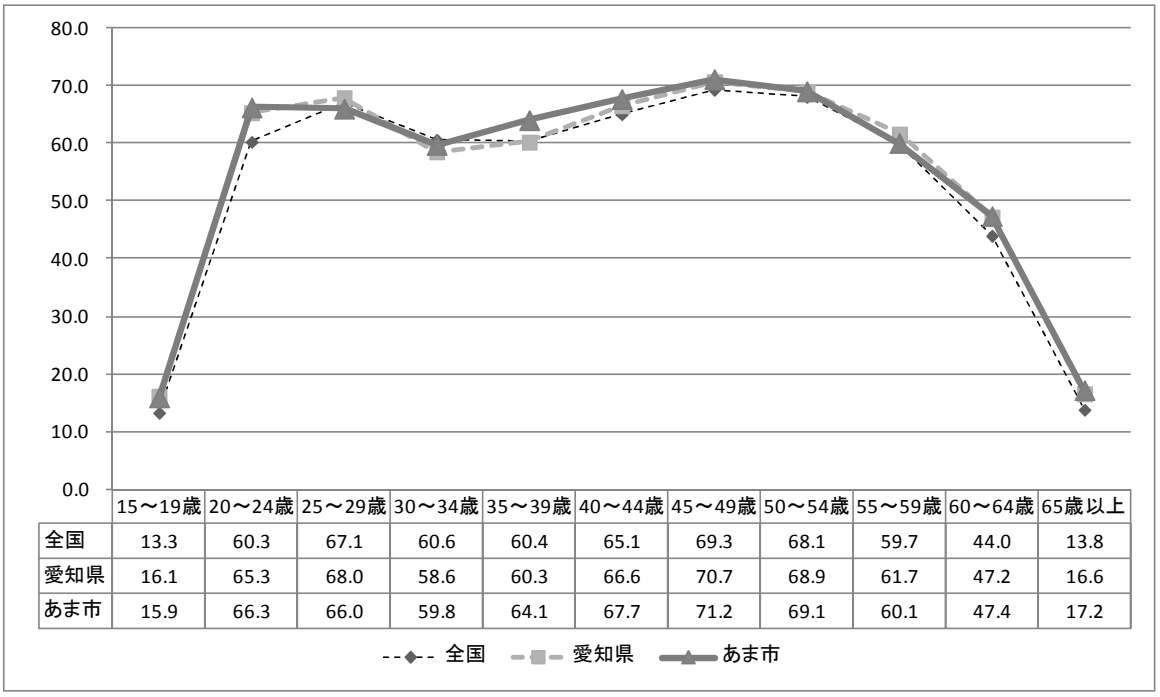


| | 15～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全国 | 13.3 | 60.3 | 67.1 | 60.6 | 60.4 | 65.1 | 69.3 | 68.1 | 59.7 | 44.0 | 13.8 |
| 愛知県 | 16.1 | 65.3 | 68.0 | 58.6 | 60.3 | 66.6 | 70.7 | 68.9 | 61.7 | 47.2 | 16.6 |
| あま市 | 15.9 | 66.3 | 66.0 | 59.8 | 64.1 | 67.7 | 71.2 | 69.1 | 60.1 | 47.4 | 17.2 |

資料：国勢調査（平成 22 年）

図：女性が安心して働き続けるために必要なことについて

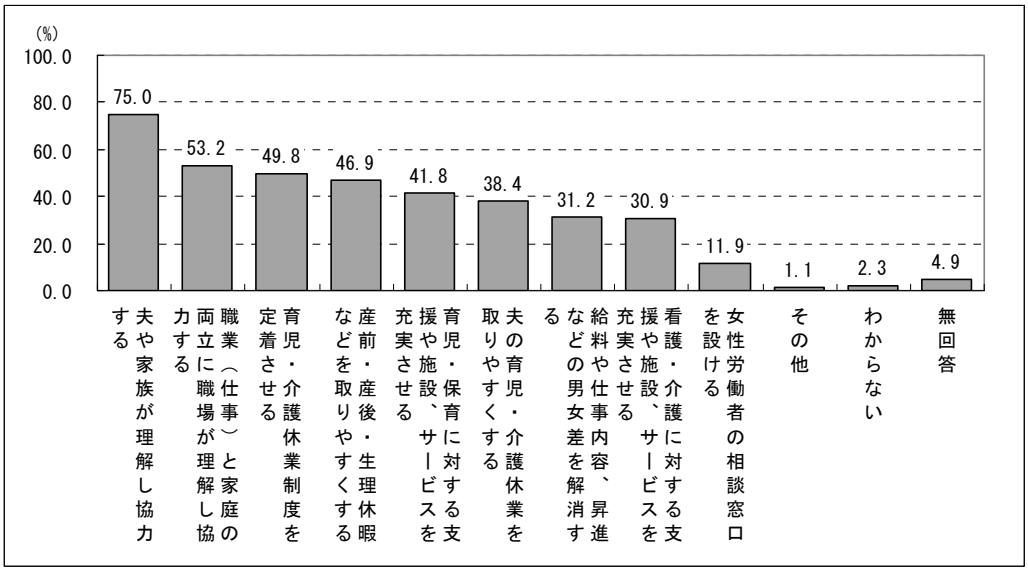


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①ワーク・ライフ・バランス※7の普及啓発 | 広報や市のホームページを活用して、ワーク・ライフ・バランスの必要性について普及啓発や情報提供を行います。 | ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供や普及啓発 | 人権推進課 |
| | | 休業や休暇、子育て期間中の短期時間勤務等の制度の周知（再掲） | 産業振興課 |
| | | 県で登録をされたファミリー・フレンドリー企業※8の紹介 | |
| ②相談支援 | 労使間のトラブル、待遇の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県から派遣された専門員が月１回市役所（分庁舎含む）で相談に応じます。 | 巡回労働相談の実施 | 産業振興課 |
| | 事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます。 | 特定社会保険労務士による派遣労働相談 | |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 【市民意識の変化】女性の人権上の問題として「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」と思う人の割合（P30 図：女性に関する人権上の問題） | 56.1% | 46.1% |

※7 ワーク・ライフ・バランス：男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態のことを指す。
※8 ファミリー・フレンドリー企業：従業員の仕事と家庭生活の両立を支援するため、様々な施策を行っている企業。

## 基本方針（５）子育て支援の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女が働きながら安心して子育てができるように、多様なニーズに応じた保育サービスを提供します。

### 現状と課題

子育ては、その家族のみならず社会全体で育むものであり、それは何においても代え難いものです。

しかしながら、近年では核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域のつながりの低下等により、家庭にかかる子育ての負担が大きくなっています。

そのような社会情勢の中で、市民意識調査によると、「子どもの世話」については、女性は「自分が主にやっている」が 39.3%を占めているのに対し、男性は 1.6%とごくわずかとなっており、主に女性が担っていることがうかがえます。

一方で、保育園児数の推移をみると、保育園児の総数は減少傾向にある中で、３歳未満児は増加傾向にあり、子どもが小さい時から保育園に預けて働く保護者が増えている状況があります。

男女がともに社会に参画していくためには、子育ての負担感や、仕事と子育てを両立することへの負担感を緩和し、安心して子育てができるよう保育サービスをはじめとする子育て支援サービスの充実に努める必要があります。

図：日常的な仕事の割合（性別）

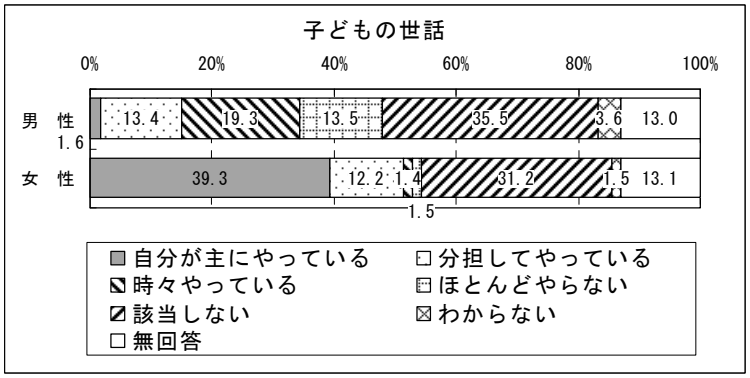


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

図：保育園児数の推移

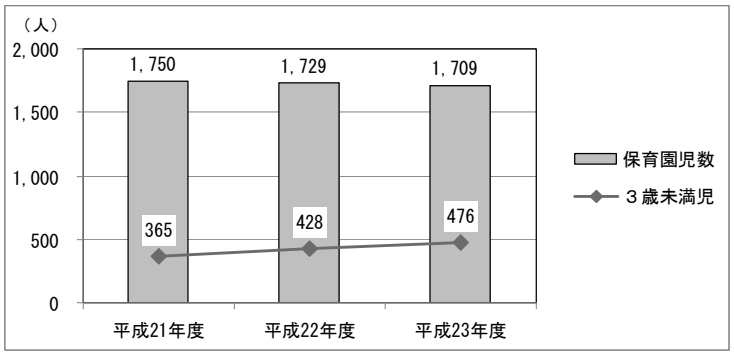


資料：子育て支援課

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①男性への意識啓発 | 男性の意識改革を図るため、セミナーを中心とした学習機会を提供し、男性の積極的な育児参画を促進します。 | 意識改革のためのセミナーの開催や家事を中心とした生活自立のための実践講座の開催（再掲） | 人権推進課 |
| ②多様な保育サービスの充実 | 社会に参画しながら安心して子育てができるように、多様なニーズに応じた保育サービスを提供します。 | 産前産後休業、育児休業終了後の就労に対応した低年齢児保育事業の実施 | 子育て支援課 |
| | | 保護者の就労時間の多様化に対応した延長保育事業の実施 | |
| | | 保護者の就労、疾病など一時的に保育が必要なときに利用できる一時預かり事業の実施 | |
| | | 保護者の理由により特定の期間家庭において保育が困難となった場合に対応する特定保育事業の実施 | |
| | | 出産、育児休業後スムーズに復職できるように育児休業あけ予約事業の実施 | |
| | | 集団保育が可能な障がい児保育の実施 | |
| ③地域における子育て支援の環境づくり | 仕事と育児の両立支援や地域の相互支援による育児負担軽減を図ります。 | ファミリー・サポート・センター事業の推進 | 子育て支援課 |
| ④放課後児童対策の実施 | 放課後も安心して充実した時間が過ごせるよう児童の放課後の健全育成に努めます。 | 放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施 | 子育て支援課 |
| ⑤障がいのある子どもへのサービスの充実 | 障がいのある児童生徒の放課後や夏休み等における支援を行います。 | 放課後等デイサービス、日中一時支援事業の実施 | 社会福祉課 |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| １歳未満の低年齢児保育が実施可能な保育園数 | 11 施設<br>（平成 23 年度） | 13 施設 |
| 延長保育実施保育園数 | 12 施設<br>（平成 23 年度） | 12 施設<br>（継続） |
| 保育所入所待機児童数 | ０人<br>（平成 23 年度） | ０人<br>（継続） |

## 基本方針（6）介護支援の充実

高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増加する中で、介護者の負担を軽減するための介護保険サービスをはじめとした支援の充実を図ります。

### 現状と課題

高齢者の介護は、家庭だけでなく、地域でも深刻な問題となっており、高齢化の進行に伴い介護を必要とする高齢者は今後も増加することが予測されます。

市民意識調査によると、「親の介護」については、女性は「自分が主にやっている」、男性は「ほとんどやらない」が最も多くなっており、親の介護についても女性が担っていることがうかがえます。

今後は、家庭内において、女性だけではなく、男性も積極的に介護に関われるような環境づくりや啓発に努めるとともに、介護保険サービス等を利用した介護支援の充実を図る必要があります。

図：日常的な仕事の割合（性別）

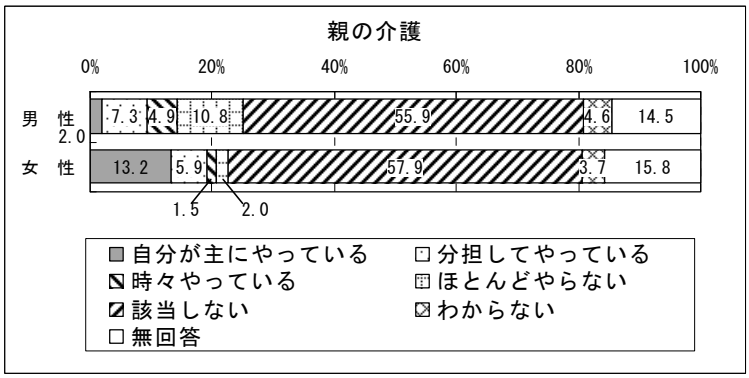


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

図：要介護認定率と利用率の推移

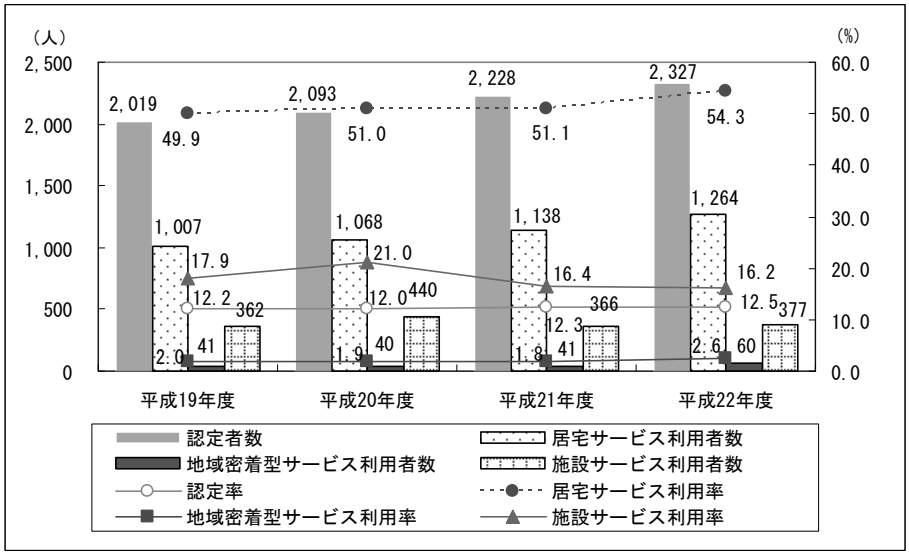


資料：介護保険事業状況報告（年報）

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①男性に対する意識啓発 | 男性も積極的に介護に関われるよう介護に関する情報提供や講座を開催するとともに意識の啓発を図ります。 | 意識改革のためのセミナーの開催や家事を中心とした生活自立のための実践講座の開催（再掲） | 人権推進課 |
| ②介護保険制度の周知とサービスの充実 | 高齢者ができる限り住み慣れた地域で家族と暮らせるよう、介護に関する制度の周知を図るとともに介護予防事業を行います。 | 広報や市ホームページ、介護サービスガイドブック等による介護予防事業や居宅サービスの周知 | 高齢福祉課 |
| | | 介護予防事業の推進 | 高齢福祉課<br>健康推進課<br>人権推進課<br>（老人福祉センター） |
| ③介護者への支援の充実 | 在宅で家族を介護する人が、悩みや不安を話したり、情報交換する場である介護者の会の活動を支援し、介護者の孤立を防ぎ、精神的負担の軽減を図ります。 | 「介護者のつどい」や「認知症家族会」などの介護者の会への活動支援 | 高齢福祉課 |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 介護予防教室の開催数（一次予防事業） | 186 回<br>（平成 23 年度） | 300 回 |
| 介護予防教室の参加者数（一次予防事業） | 1,974 人<br>（平成 23 年度） | 3,000 人 |

「介護予防事業（地域支援事業）の実施状況に関する調査」

## 基本目標 4　様々な困難を抱える人々への支援

### 基本方針（１）高齢者への支援

男女共同参画の視点に立ち、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう高齢者の社会参画に対する支援や自立した生活を支援する取り組みを進めます。

#### 現状と課題

少子高齢化が進行する中で、あま市においては平成 24 年４月現在、高齢化率は 21.9%と約５人に１人が 65 歳以上の高齢者となっています。さらに、高齢化の進行に伴い、寝たきりや認知症をはじめ、介護を必要とする高齢者も増加傾向にあります。

未婚や離婚の急増、地域における人間関係の希薄化等により、高齢者を取り巻く家族や地域のつながりは弱くなっており、高齢者の生活を支える様々な取り組みが求められています。

また、女性は平均的に男性よりも長寿であり、高齢者のうち女性の占める割合が高くなっています。このため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける傾向にあります。

高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定観念にとらわれることなく、社会を支える一員として高齢者を捉える必要があります。そのため、高齢期になってもできるだけ男女が、心身ともに健やかに自立した生活を送るためには、生きがい活動や介護予防の充実を図るとともに、社会活動などへの参加を働きかけていく必要があります。

また近年、高齢化が進むにつれて高齢者の虐待や消費者被害等、高齢者の人権侵害が社会問題となっています。そのため、高齢者が不安を感じたときにすぐ相談できる窓口を充実するとともに、多様化する犯罪手口を知らせるなど、高齢者への注意喚起や被害の未然防止へ向けた取り組みが必要です。

図：あま市の高齢者数と高齢化率の推移

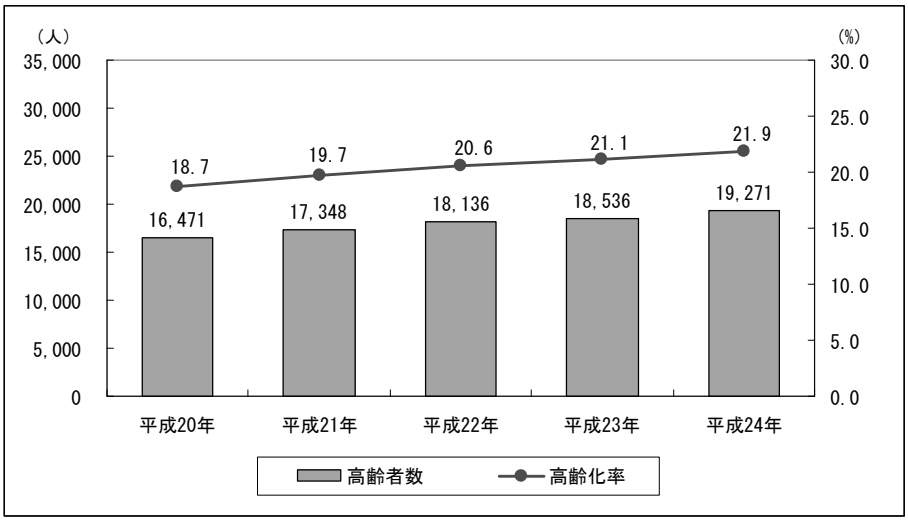


資料：住民基本台帳

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①高齢者の社会参画促進 | 高齢者が生きがいを持って積極的に社会参加できるような機会を提供します。 | 生涯学習やスポーツ活動に参加できる機会の充実 | 生涯学習課 |
| | | シルバー人材センターへの支援 | 高齢福祉課 |
| | | ボランティア活動の啓発による社会参加の促進 | |
| ②高齢者の生活自立のための取り組み | 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう環境の整備を図り、地域社会全体で高齢者の生活自立を支援します。 | 介護予防事業の推進（再掲） | 高齢福祉課<br>健康推進課<br>人権推進課<br>（老人福祉センター） |
| | | 外出の際の緊急時の連絡先などを記載できる安心カードの普及 | 高齢福祉課 |
| | | 高齢者虐待に関する周知・啓発 | |
| | | 消費者被害未然防止のための情報提供等 | 産業振興課 |
| | | 高齢者の成年後見制度の活用促進 | 高齢福祉課<br>社会福祉協議会 |
| ③高齢者の現状把握と相談業務の充実 | 高齢者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、多様な相談ニーズに対応できるよう相談業務を充実させます。 | 高齢者や家族に対する総合的な相談支援 | 高齢福祉課 |
| | | 高齢者虐待防止マニュアルの活用 | |
| | | 高齢者虐待防止ネットワークの整備 | |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 自ら働き、経済的に自活している高齢者の比率 | 87.6%<br>（平成 22 年度） | 88.0% |

「あま市総合計画」

## 基本方針（２）障がい者への支援

障がいのある男女それぞれの違いや、個人の置かれた状況に配慮しつつ、障がいのある人が社会の一員として日常生活を営むことができるよう社会生活力の向上と達成に向けた支援に取り組みます。

### 現状と課題

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障がいのある人もない人も男女ともに支え合い、お互いに尊重しあえる地域社会を構築していくことが重要です。

あま市では、障がいのある人が地域で、安全、安心に暮らしていけるよう、障がい福祉サービスの充実を進めています。

市民意識調査では、障がいのある人に関する人権上の問題として、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」が 54.6%と最も多くなっており、ついで「就職や仕事の内容、待遇で不利な取り扱いを受けること」が 46.1%、「交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること」が 36.6%となっています。

そのため、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、居住環境の整備や、就労を支援するためのサービスの利用を促進し、障がいのある人が地域で自立した生活を送り、自分らしい生き方ができるよう支援していく必要があります。また、保護者（家族）の介護負担が軽減されるよう多様なサービスの充実にも取り組む必要があります。

図：障がいのある人に関する人権上の問題について

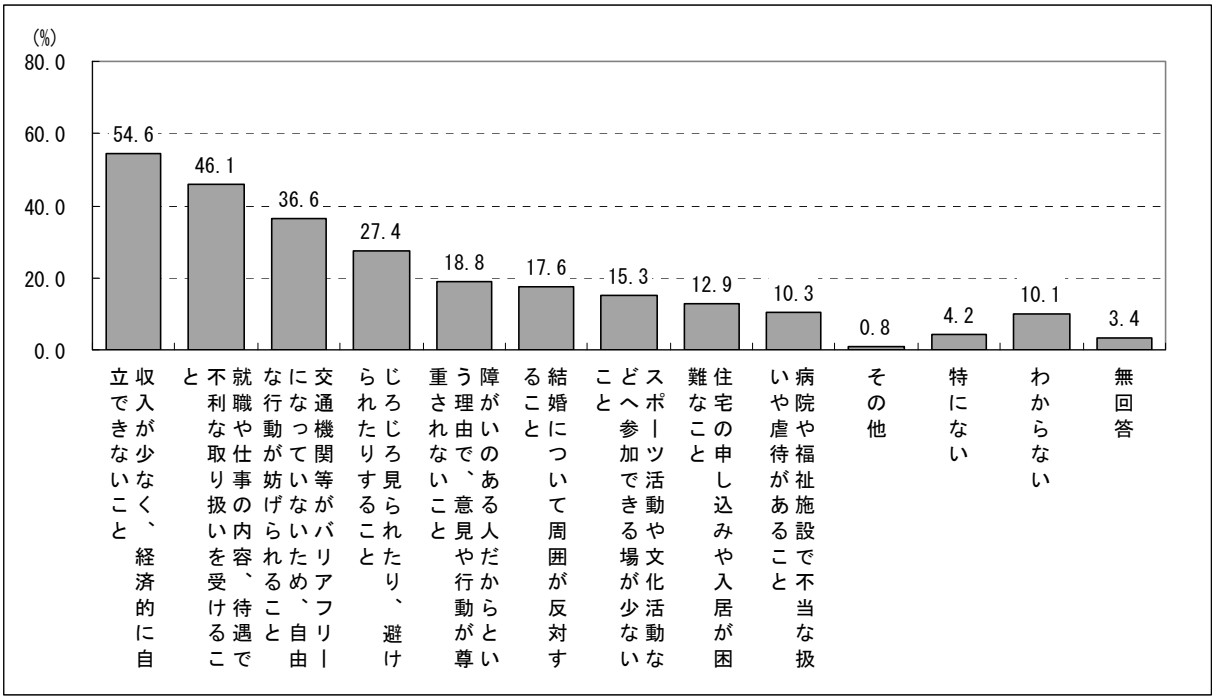


資料：人権に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①障がい者の人権に関する意識啓発 | 障がい者の人権について理解を深めるため、人権意識の普及・啓発を推進します。 | 広報、市ホームページ等による障がい者の人権に関する情報提供と意識啓発 | 人権推進課 |
| ②障がい者の社会生活力向上のための取り組み | 障がい者が地域で安心して暮らせるように、介助者が仕事と介護・介助が両立できるように、様々な制度を活用しながら、情報提供と環境整備に努めます。 | 障がい者が安心して暮らせる居住環境整備への支援 | 社会福祉課 |
| | | 外出に伴う支援や補装具等の給付 | |
| | | 日中活動の場及び短期入所等サービスの提供 | |
| | | 就労促進のための情報提供と相談支援 | |
| | | スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の提供 | 社会福祉課<br>生涯学習課<br>社会福祉協議会 |
| | | 障がい者に対する手当等制度の周知と継続 | 社会福祉課<br>保険医療課 |
| ③地域福祉推進のネットワークの構築 | 相談支援事業をはじめとする地域移行や虐待防止といった地域福祉推進のネットワークの構築に向けた取り組みを行います。 | 自立支援協議会の機能の充実 | 社会福祉課 |

## 基本方針（３）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、親や子どもの実情に応じた多様で、きめ細かな支援を行います。

### 現状と課題

近年、離婚件数の増加などにより、ひとり親家庭、特に母子家庭が急増しています。また、ひとり親家庭では、仕事と子育ての両立など精神的にも身体的にも、さらには経済的にも、一般家庭よりも負担が大きくなっており、ひとり親家庭への支援の充実を図る必要があります。また、生活の安定と自立の促進を目指し、日常生活への総合的な支援を積極的に進める必要があります。

あま市では、ひとり親家庭の生活の安定や自立を図るため、母子支援員による相談のほか、母子自立支援給付金や母子寡婦福祉資金の貸付事業などを行っています。

今後も、ひとり親家庭の生活の安定と質の向上を図るために、きめ細やかなサービスを提供していくとともに、自立した生活を営むことができるよう、就労支援や経済的支援の充実に努めるほか、ひとり親家庭の方が日常生活上困ったこと、悩みなどを抱えた時に気軽に相談できる体制を進める必要があります。

図：ひとり親家庭の推移（全国）

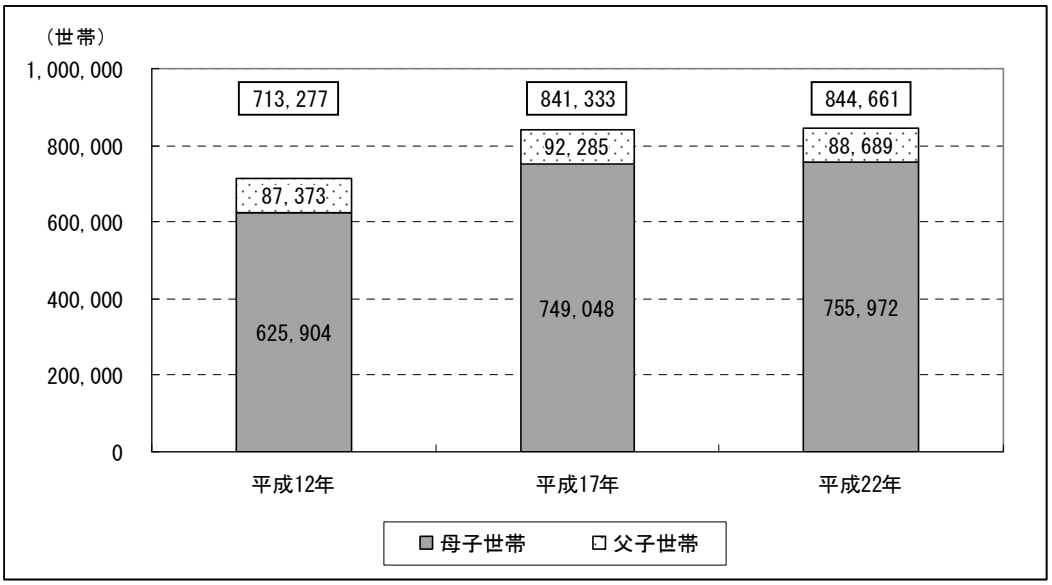


資料：国勢調査

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①ひとり親家庭への支援 | ひとり親家庭の生活が安定するように、福祉制度を充実させ、様々な支援を行います。 | 母子自立支援員による就業相談 | 子育て支援課 |
| | | 母子自立支援給付金の支給や母子寡婦福祉資金の貸付事業の実施 | |
| | | 生活に関わるあらゆる相談にきめ細かに対応するための母子家庭相談の実施 | |
| | | 児童扶養手当や遺児手当（県・市）の支給 | |
| | | 女性の再就職のためのセミナー等の情報提供（再掲） | 人権推進課 |
| | | 医療費の自己負担額助成 | 保険医療課 |
| | | 就学援助費の支給 | 学校教育課 |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 母子家庭等就業相談回数 | 月３回<br>（平成 23 年度） | 月３回<br>（継続） |

## 基本方針（4）外国人への支援

国際交流を通じて国際理解を深め、外国人が安心して地域で暮らせるように環境の整備を図ります。

### 現状と課題

あま市では、平成 23 年 12 月 31 日現在、外国人登録者数は 1,447 名となっており、市内にはさまざまな国や地域の人が暮らしています。また、全国的には、国際結婚等により、外国人の親を持つ子どもも増える傾向にあります。

外国人の場合、言葉の問題や生活習慣の違い、地域における孤立など生活上での困難を抱えている場合があります。特に外国人女性に関しては生活上の困難に加え、女性であることで、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があり、その状況に応じた支援が必要です。

市民意識調査によると、日本に居住している外国人に関する人権上の問題については、「地域社会での受け入れが十分でないこと」が 34.2%と最も多く、地域における共生社会の形成が課題となっています。次いで「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」（29.5%）、「保健・医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分手に入れられないこと」（29.1%）なども上位にあげられており、外国人の社会保障も大きな課題となっています。

そのため、外国人に対して生活情報の提供に努めるともに、市民が異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育むことが重要となります。

図：外国人登録者数の推移（あま市）　（各年 12 月末現在）

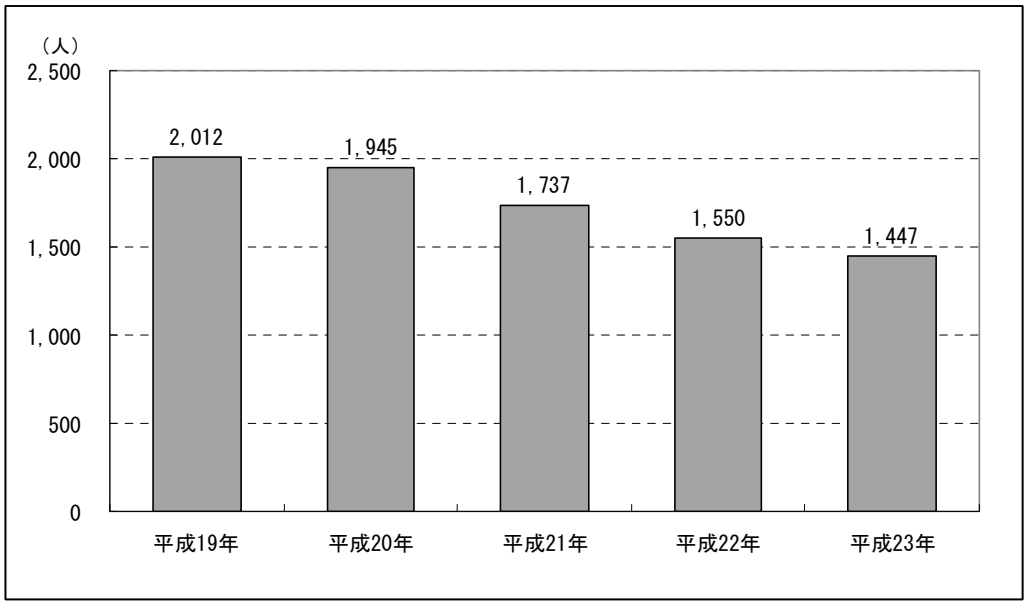


資料：愛知県内の市町村別外国人登録者数の状況（愛知県地域振興部）

図：日本に居住している外国人に関する人権上の問題について

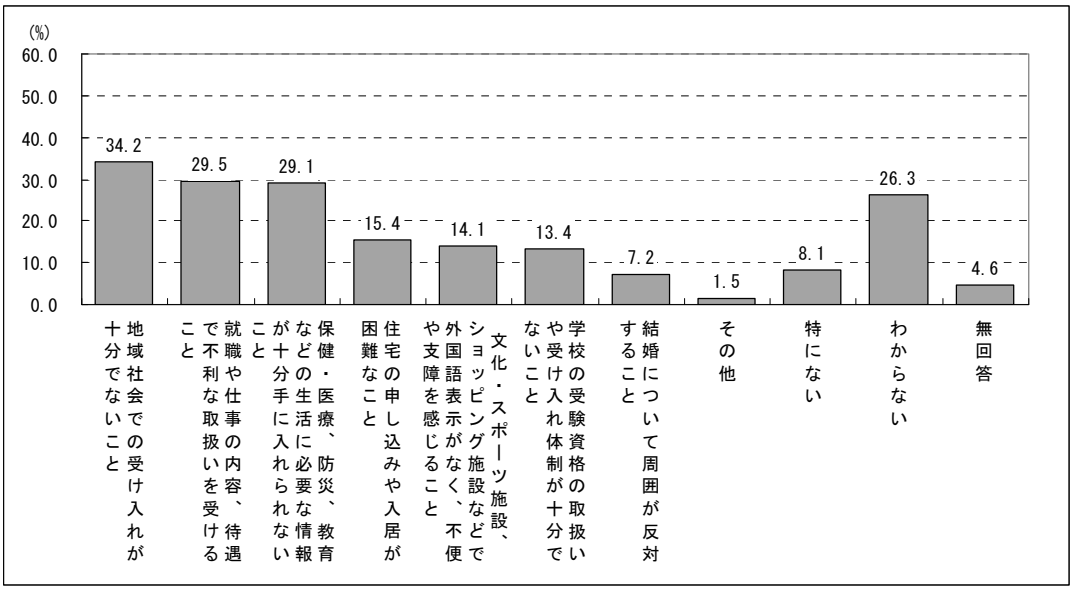


資料：人権に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①外国人が安心して暮らせるための環境づくり | 市内に在住している外国人が言葉を気にせず安心して生活できるよう生活関係情報を入手しやすい環境づくりや相談体制を充実させます。 | 防災マップや生活便利帳など市の広報物を多言語に翻訳 | 企画政策課 |
| | | 市ホームページにおける多言語表記の実施 | |
| | | 相談時における通訳の配置 | |
| | | 市民団体による外国人を対象とする日本語教室の充実 | |
| | | 市民団体との連携による国際交流事業の推進 | |
| ②外国人児童生徒の教育への配慮 | 外国人児童生徒に対して日本語の指導をはじめとする適切な支援を行います。 | 必要に応じた日本語指導とスクールサポーター※9の配置 | 学校教育課 |
| | | スクールサポーターによる外国人児童生徒の教育支援の充実 | |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 【市民意識の変化】<br>地域間交流や国際交流への取り組みが満足と思う割合 | 67.6%<br>（平成 22 年度） | 80.0% |

「あま市総合計画」

※9 スクールサポーター：教職員補助や特別支援学級、英語指導等の補助をするための市雇用の非常勤職員。

## 基本方針（５）相談業務の充実

様々な困難な状況を抱えている人を対象とする各種相談事業の周知に努め、市民が気軽に相談できる環境の整備と体制の充実を図ります。

### 現状と課題

あま市では、女性や子どもに関する相談をはじめ、障がいのある人や高齢者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談など、様々な困難を抱える人への支援として相談事業を実施しています。さらに、相談員の資質の向上と相談関係機関との連携を図るなど、相談窓口の充実に努めています。

しかし、市民意識調査によると、人権問題に関する施策の認知状況については、「人権相談事業の実施」は 7.4%と、認知度はかなり低い状況にあります。

そのため、今後は、相談窓口をより多くの市民に知ってもらい、気軽に相談することができるよう PR する必要があります。また、相談関係機関との連携を図り、相談内容に応じて、速やかに適切な支援に結びつけることができるよう、総合的な相談支援体制を構築する必要があります。

図：人権問題に関する施策の認知状況

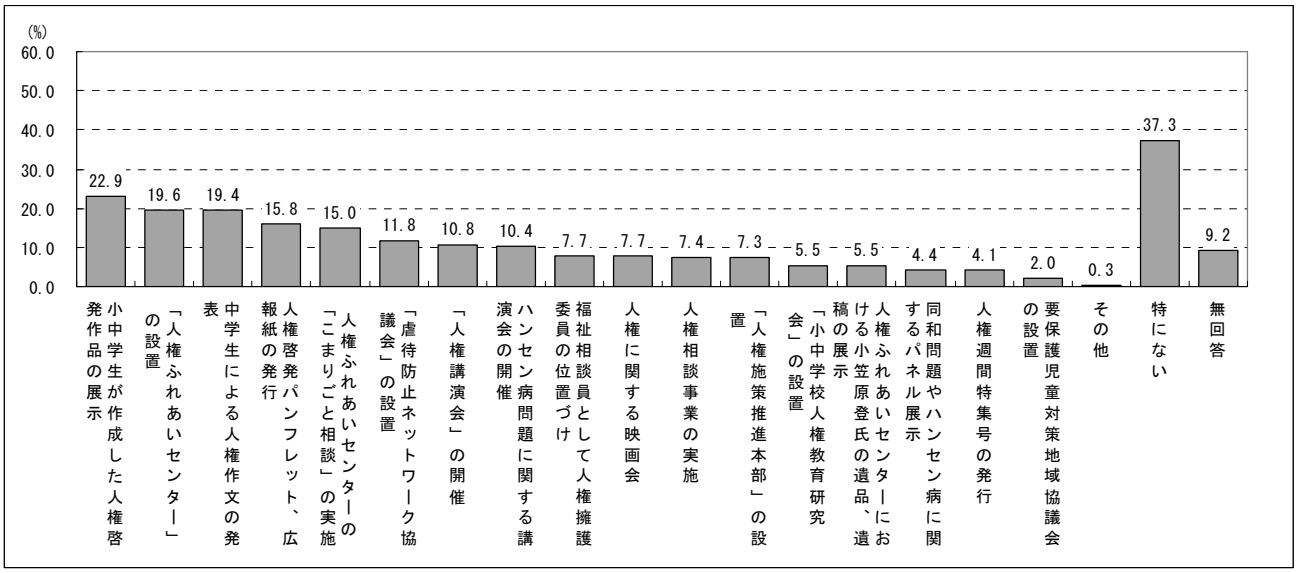


資料：人権に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①相談体制の充実 | 人権に関わる様々な問題に対応するため、人権擁護委員等による身近な相談窓口や専門家による相談窓口を開設しています。 | 広報、市ホームページ等を利用しての相談開催日の周知 | 人権推進課<br>子育て支援課<br>産業振興課<br>総務課 |
| | | 相談関係機関との連携強化 | |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 【市民意識の変化】<br>人権相談事業の実施を知っている人の割合 | 7.4% | 17.4% |

## 基本目標 5　生涯を通じた健康支援

### 基本方針（１）心とからだの健康づくりへの支援

男女が互いの性差を十分理解し生涯を通じて心身ともに健康で過ごせるよう、それぞれ特有の病気や健康状態に関する情報提供や意識の啓発を行います。

#### 現状と課題

男女が互いに個性と能力を発揮し、社会に参画するためには、心身ともに健康であることが欠かせません。特に女性については、妊娠・出産をする可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、生涯を通じた健康の管理・保持増進に努めていくことが重要です。

また、健康で充実した毎日を送るためには、性別や年齢に関わらず、すべての人がスポーツ活動に取り組む環境づくりも重要となります。

あま市では、市民のライフステージに応じた様々な健康診査や健康相談、スポーツなどの事業を実施しており、市民一人ひとりの健康に関する自己管理を推進しています。

今後は、男女がお互いの性差を理解し、生涯を通じて心身ともに健康に過ごすことができるよう健康に関する様々な情報提供や場の提供を通じて、普及・啓発活動に取り組む必要があります。

図：特定健康診査※10の年齢別受診者数と受診率（平成 22 年度）

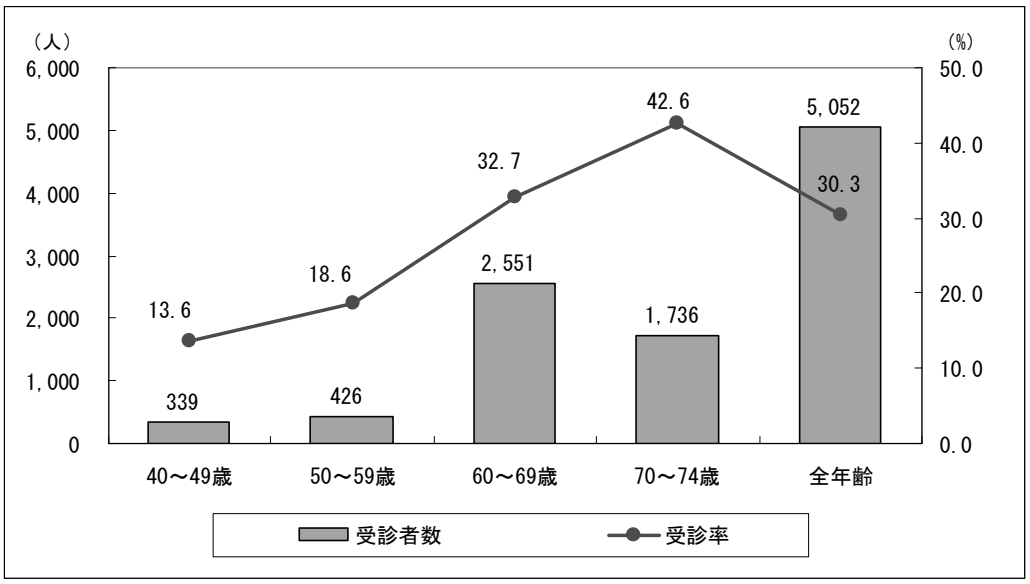


資料：保険医療課

※10 特定健康診査：国のメタボリックシンドローム対策の柱として、平成 20 年４月より導入された新しい健康診断のことで、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としている。

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①健康増進事業の推進 | 市民が自らの健康について自覚を深め、継続的で主体的に生涯を通じての健康づくりに取り組めるよう支援します。 | 各種健康診査の実施 | 健康推進課 |
| | | 健康教室の開催 | |
| | | 健康相談の実施 | |
| | | がん予防に関する生活習慣病のための知識の普及 | |
| ②地域スポーツの推進 | スポーツを通した健康づくりを進めるため、地域で気軽にスポーツに親しむための取り組みを行います。 | 気軽に参加できるスポーツイベントの開催 | 生涯学習課 |
| | | ニュースポーツの普及啓発 | |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 特定健康診査受診率 | 30.3%<br>（平成 22 年度） | 65.0% |

## 基本方針（２）妊娠から出産までの母子保健事業の充実

安心して健やかな子どもを産み、育てることができるように、母子保健事業を充実します。
また、若年層における妊娠、中絶、ＨＩＶ／エイズ等、性に関わる問題にも対応できるよう取り組みを進めます。

### 現状と課題

妊娠・出産は女性にとって心身ともに大きな変化があり、子どもを健やかに育てていくためには、母体の健康は欠かせないものです。

近年の晩婚化の傾向により、女性の出産年齢は上昇傾向にあり、愛知県のデータによると昭和63年においては25～29歳が約５割を占め最も多くなっているのに対し、平成22年ではこの年齢層における出産割合は29.9%まで下がっています。その一方で、30～34歳、35～39歳までの間に出産する女性の割合は増加しており、出産の高齢化が進んでいることがうかがえます。

今後は、母体の健康管理や胎児の安全確保と同時に、不妊治療への支援を図ることへのニーズも高まっていることから、不妊治療に対する情報提供や相談体制を整備する必要もあります。

また、思春期は、一生のうちでも身体面の発達や変化が著しい時期であると同時に、心身のバランスが不安定になり、心に問題を抱える子どもは増加傾向にあります。さらに、身体の発達とともに、性の早熟化の傾向が進んでおり、早い時期からの思春期保健対策が課題となっています。そのため、若年層におけるＨＩＶ／エイズ※11等の性感染症や予期せぬ妊娠などの防止のため、子どもたちへの正しい知識の提供が重要になります。

図：出生児の母の年齢階級別割合の推移（愛知県）

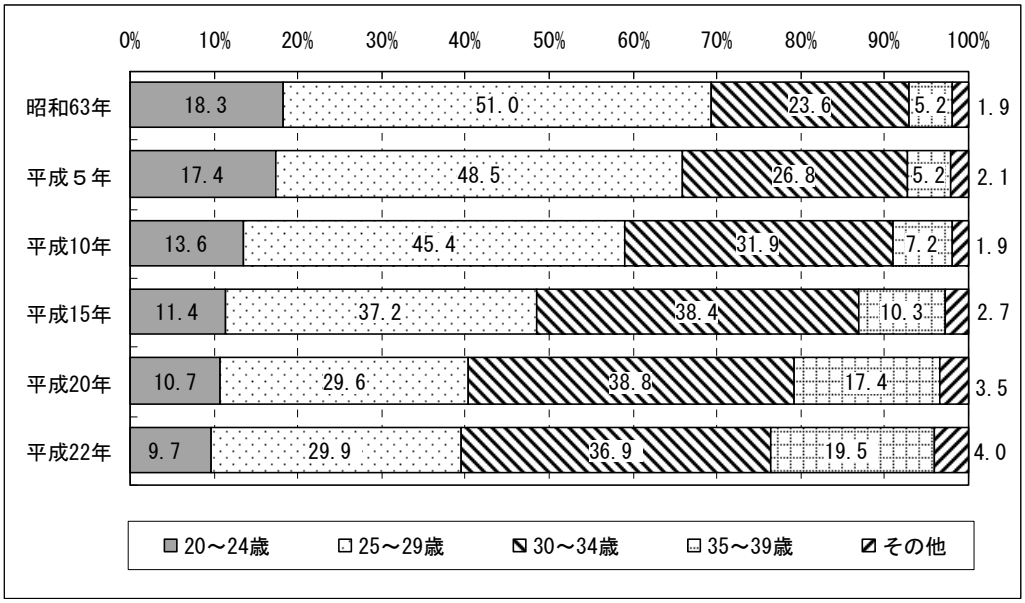


資料：県健康福祉部「愛知県衛生年報」

※11 HIV／エイズ：正式名は「後天性免疫不全症候群」で、「ＨＩＶ」とも呼ばれている。エイズは「ヒト免疫不全ウイルス」感染によって引き起こされ、極めて重篤な全身性免疫不全を招く難治性の感染症のこと。

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①妊娠・出産等に関する健康支援 | 妊娠中から健やかな子どもを産むことができるよう妊婦健診をはじめとした支援体制を充実させます。 | 妊婦健康診査費用の助成 | 健康推進課 |
| | | 妊娠中の不安の軽減、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的としたこんにちは赤ちゃん家庭訪問の実施（再掲） | |
| | | 妊婦とその夫を対象としたマタニティ教室の開催 | |
| | | 一般不妊治療費の助成 | |
| ②学校等との連携による思春期保健の推進 | 学校等との連携を図り、男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるよう情報提供を図ります。 | 発達段階に応じた適切な性教育やＨＩＶ／エイズ等の教育の推進 | 学校教育課<br>健康推進課<br>人権推進課 |

【目標数値】

| 評価指標 | | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|---|
| マタニティ教室の参加率 | 妊婦 | 30.0%<br>（平成 23 年度） | 50.0% |
| | 夫 | 7.0%<br>（平成 23 年度） | 15.0% |

## 基本方針（３） 女性特有のがんに対する周知

女性特有のがんに対する適切な知識や検診の必要性について情報提供・普及啓発を図ります。

### 現状と課題

女性の生涯を通しての健康支援にあたっては、男性も含めてその社会的な重要性を認識し深めることが重要です。そのためには正しい知識や情報を得ることが必要不可欠となります。

近年、子宮がんや乳がんに罹患する若い女性が急増しており、毎年多くの女性が亡くなっています。子宮がんや乳がんは、壮年期に最も多いのが特徴であり、子宮がんは 20 代、乳がんは 30 代から急激に増加しはじめます。

あま市では、がんの早期発見を図るとともに、正しい健康意識の普及、健康の保持及び増進を目的として女性特有のがん検診を実施しています。平成22年度の受診率は、子宮がん検診が22.9%、乳がん検診が 30.1%となっており、この数値は乳がん検診については国（21.2%）に比べて高くなっているものの、子宮がん検診については国（24.3%）をやや下回っています。

がん対策は早期発見・早期治療が最も有効な手段であることから、子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、市民に検診の重要性を周知し、受診勧奨に努め、受診率向上を目指していく必要があります。

図：がん検診受診者数及び受診率（平成 22 年度）

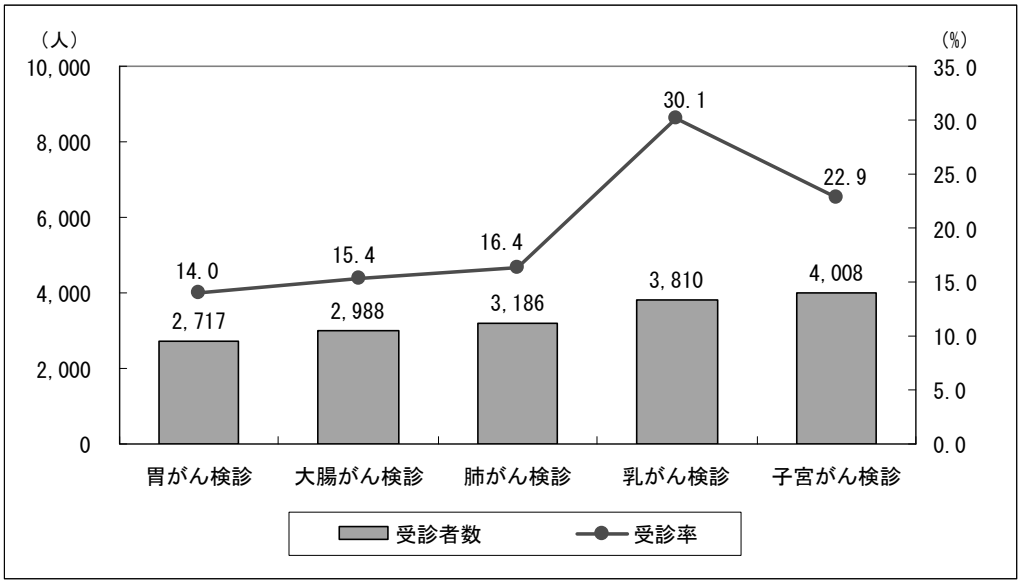


資料：健康推進課

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①女性の生涯にわたる健康づくりへの支援 | 女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、子宮がん・乳がんに関する適切な知識やがん検診の受診の必要性について、情報提供、普及啓発に努め、検診の受診率向上をめざします。 | 節目対象者における子宮がん、乳がんの無料検診の実施 | 健康推進課 |
| | | 女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供 | |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 子宮がん検診受診率 | 22.9%<br>（平成 22 年度） | 50.0% |
| 乳がん検診受診率 | 30.1%<br>（平成 22 年度） | 50.0% |

## 基本目標 6　暴力の根絶のための基盤づくり

**[あま市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する計画（あま市DV防止基本計画）]**

### 基本方針（１）暴力の根絶に向けた意識啓発

配偶者等からの暴力（ＤＶ）やセクシュアル・ハラスメント等、人権を侵害する暴力を未然に防止するため、このような暴力は絶対に許さないという意識づくりを推進します。

#### 現状と課題

全国的には、DV に関する痛ましい事件が増えています。そして、DV の被害者の多くは女性であり、その背景には男女の不平等な関係や経済力の格差などが存在しています。

ＤＶは重大な人権侵害であり、男女共同参画の実現を図る上で克服すべき重要な課題です。

市民意識調査によると、DV の体験については、「たびたびある」が 3.0%、「１～２度ある」が 7.2%となっており、これらを合わせると、約１割（10.2%）が DV を受けた経験があります。また、性別でみると、男性に比べ女性で DV を受けた経験が多いことがわかります。

DV は身近にある重大な人権侵害であることの理解を進めるために、今後は、女性の人権尊重のための意識啓発を推進する必要があります。また、被害者への適切な支援体制の確立に努める必要があります。

一方、セクシュアル・ハラスメントは、個人の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であり、重大な人権侵害です。したがって、今後は、セクシュアル・ハラスメントの防止についても市民の認識を高めるため、情報提供や意識啓発を行う必要があります。

図：ＤＶの体験「これまでに、ＤＶを受けたことがありますか」

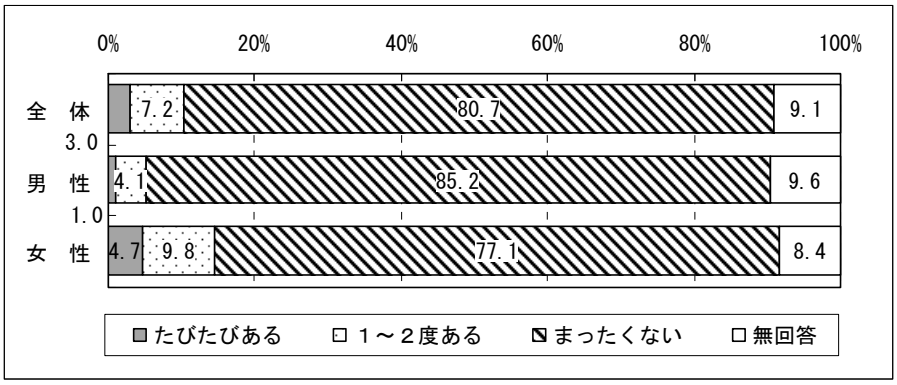


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①暴力防止に関する啓発・情報提供の推進 | 男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくための啓発と情報提供を推進します。 | 啓発パンフレットの作成 | 子育て支援課<br>人権推進課<br>産業振興課 |
| | | ＤＶやセクシュアル･ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶に向けた広報､市ホームページ等による啓発と情報提供 | |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 【市民意識の変化】<br>「これまでに、ＤＶを受けたことがない」と答えた人の割合 | 80.7% | 80.7%<br>（維持） |

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局は、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めてもらうため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、 女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

## 基本方針（２） 犯罪防止に配慮した環境整備

男女共同参画の視点から地域の点検を行い、犯罪を未然に防止し、犯罪被害にあわないための環境づくりの取り組みを地域全体で行います。

### 現状と課題

近年、社会構造の変化に伴い犯罪の多様化、巧妙な手口による犯罪被害が問題となっています。また、都市化や核家族化の進行、生活様式や価値観の多様化などにより、地域における連帯意識が薄れ、地域社会の犯罪抑止機能の低下が懸念されています。

あま市における１年間あたりの犯罪発生件数は平成 23 年で 1,461 件となっており、平成 22 年に比べて 258 件増加しています。また、あま市不審者情報配信メールの件数は、平成 22 年３月から平成 23 年 12 月までに 38 件となっており、不審者やわいせつ等、主に女性や子どもを狙った犯罪が未遂に終わったと思われる情報も多数寄せられています。

犯罪を未然に防止するためには市民一人ひとりが防犯意識を高めるともに、地域が連携して犯罪が発生しにくい環境づくりを進める必要があります。

表：あま市の刑法犯認知件数の罪種別割合（平成 22 年・平成 23 年）

| | 凶悪犯 | 粗暴犯 | 窃盗犯 | 知能犯 | 風俗犯 | その他の刑法犯 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成 22 年件数<br>（割合） | 5<br>（0.4%） | 42<br>（3.5%） | 937<br>（77.9%） | 35<br>（2.9%） | 8<br>（0.7%） | 176<br>（14.6%） | 1,203<br>（100.0%） |
| 平成 23 年件数<br>（割合） | 6<br>（0.4%） | 30<br>（2.1%） | 1,091<br>（74.7%） | 22<br>（1.5%） | 6<br>（0.4%） | 306<br>（20.9%） | 1,461<br>（100.0%） |

資料：安全安心課

表：あま市不審者情報配信メール種類別件数（平成 22 年３月 22 日～平成 23 年 12 月 31 日）

| | 不審者 | わいせつ | 振り込め詐欺 | 強盗 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 配信件数 | 23 | 4 | 4 | 3 | 4 | 38 |

資料：安全安心課

【具体的施策】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①地域における防犯対策の推進 | 市と市民が連携して犯罪被害にあわないための活動や犯罪を抑止する環境整備の充実に努め、犯罪を起こさせない地域づくりを進めます。また、防犯意識を高めるための活動を推進します。 | おはこんあいさつ運動の推進（再掲） | 安全安心課 |
| | | 防犯啓発プレートの配布 | |
| | | 自転車防犯パトロールの推進 | |
| | | 防犯灯の設置支援 | |
| | | 広報、市ホームページ、街頭啓発等による情報提供や啓発活動 | |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| あま市における１年間あたりの犯罪発生件数 | 1,461 件 | 1,000 件以下 |

## 基本方針（３）被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

虐待に関する相談窓口を広く周知し、被害の早期発見に努めるとともに関係機関との連携を充実し、被害者の実情に応じた切れ目のない支援を行います。

### 現状と課題

DV や子ども等の虐待の対応には、発見、相談から一時保護や、自立生活の支援などの様々な支援が必要で、関係する機関が情報を共有し、連携して取り組む必要があります。

あま市では、DV については、虐待等防止ネットワーク協議会を、子ども等の虐待については、要保護児童対策地域協議会を設置し、定期的に関係機関との連携及び調整、情報の共有を図っています。

市民意識調査によると、DV についての相談先は、「家族・親戚・親」「友人・知人」など身近な人に相談している人が多く、相談しなかった理由としては、「相談するほどのことでもなかったから」（37.0%）、「相談しても無駄と思ったから」（33.3%）、「自分にも悪いところがあったと思っているから」（26.9%）などの理由が多くなっています。また、相談しなかった DV 被害者の約１割（8.3%）が「誰（どこ）に相談してよいかわからなかったから」と回答していることから、今後は、相談機関を広く周知し、被害の早期発見、早期対応を進めていく必要があります。

図：ＤＶについての相談先

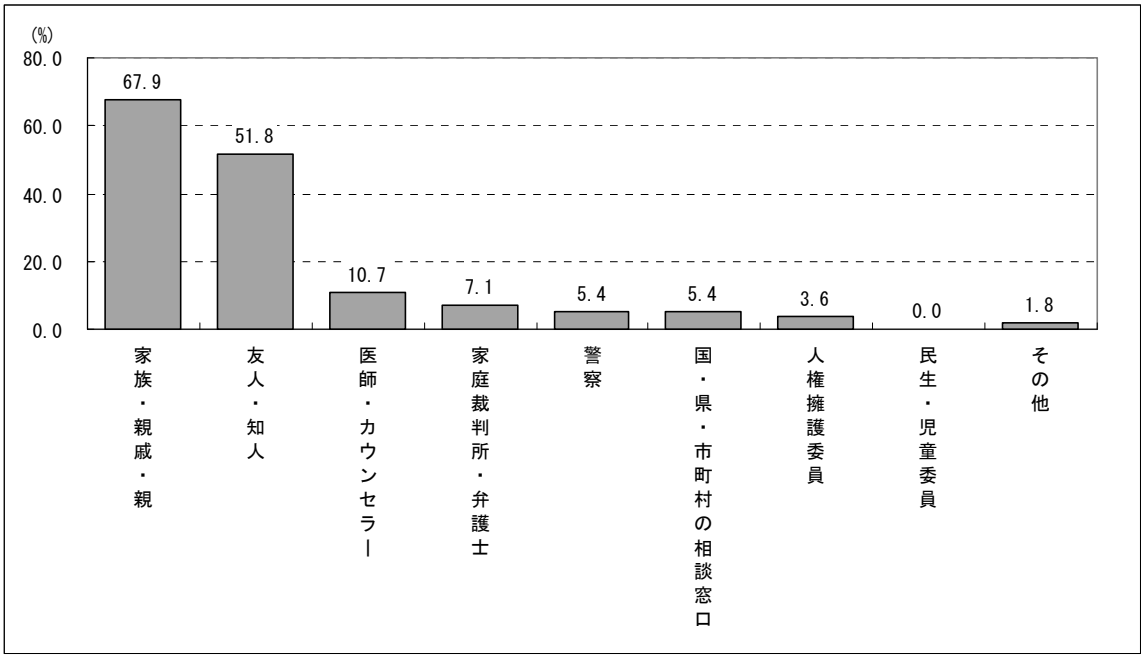


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

図：ＤＶについて相談できなかった理由

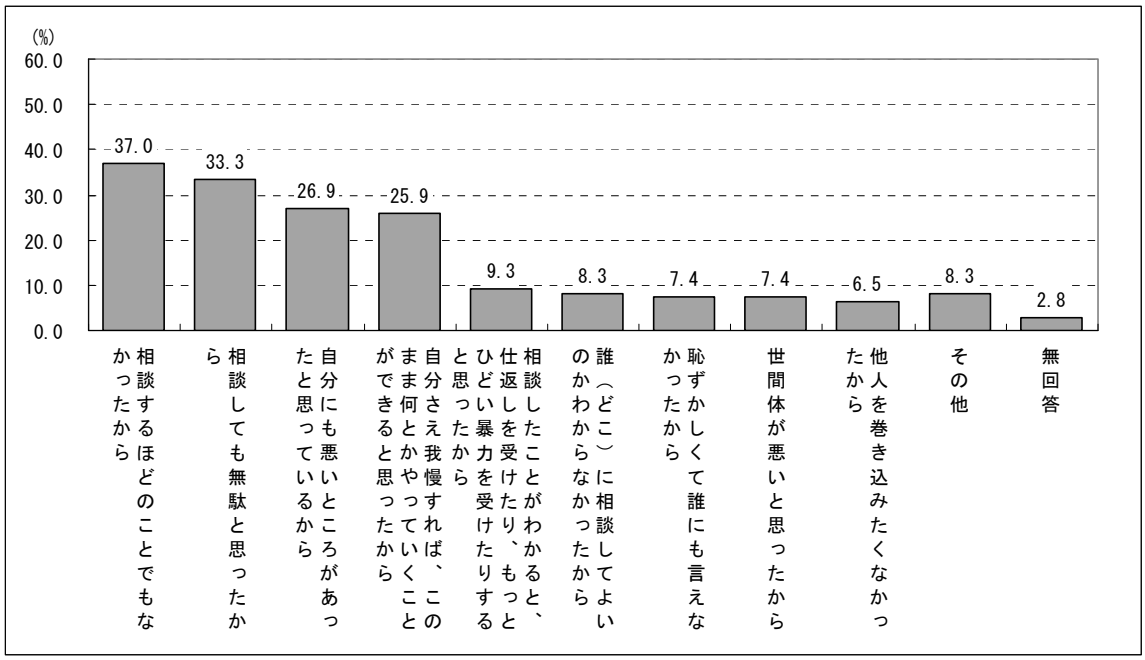


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 22 年度）

表：あま市における女性相談、一時保護件数

| | 面談相談 | 電話相談 | 一時保護 |
|---|---|---|---|
| 平成 22 年度 | 19 | 4 | 1 |
| 平成 23 年度 | 7 | 7 | 1 |

資料：子育て支援課

【具体的事業】

| 施策 | 施策の内容 | 主な取り組み | 担当課 |
|---|---|---|---|
| ①相談・支援体制の充実と周知 | 女性相談員を中心に、被害者の相談・一時保護・自立支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に努めます。また各種窓口の周知を図ります。 | ＤＶ被害者の安全確保と一時保護の実施<br>窓口のワンストップ化の推進<br>市役所での手続き支援<br>住民基本台帳の閲覧等に関する取扱いの周知徹底<br>相談員の資質向上<br>リーフレットや広報、市ホームページによる相談窓口等の情報提供 | 子育て支援課<br>人権推進課<br>その他関係課 |
| ②関係機関との連携強化 | 各機関とのネットワークを構築・強化し、情報の共有化を行い、被害者の安全確保や精神的負担の軽減に努め、自立して生活するための支援体制の整備を図ります。 | あま市虐待等防止ネットワーク協議会によるＤＶ被害者支援体制の充実<br>女性相談担当者会議による情報共有 | 高齢福祉課<br>社会福祉課<br>子育て支援課<br>健康推進課<br>学校教育課<br>人権推進課 |

【目標数値】

| 評価指標 | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|
| 【市民意識の変化】ＤＶ被害者の相談できなかった理由として「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合 | 8.3% | 0.0% |

# 第4章　計画の推進

## 1　計画の推進体制

（１）庁内における計画推進体制の整備

男女共同参画を進める上で、行政の果たす役割は大きく、施策は様々な分野にわたるため、市全体において、男女共同参画の視点に立った事業実施が必要です。また、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、共通認識を持つことが大切なことから、職員研修を行い、「あま市人権施策推進本部」を中心に関係部局と連絡調整を図りながら整合性をもって各施策を効果的に取り組みます。

（２）市（行政）、市民、事業者等との連携

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが自分自身のこととして理解し、主体的に考えていくことが重要です。市（行政）、市民、事業者等の役割を明確にし、男女共同参画社会の推進に向けて連携を図ります。

（３）計画推進のための進行管理と評価

男女共同参画社会の実現のためには、広範囲にわたる取り組みを継続的に実施する必要があります。そのために男女共同参画に対する市民へ意識調査をし、様々な取り組みに市民の意識を反映し、その浸透度や施策の効果を検証します。また、「あま市男女共同参画審議会」において計画の検討・見直しを行います。さらに、計画を着実に進行するために、計画の推進状況を把握し、公表します。

## 2　目標数値

| 評価指標 | 現状値 | | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|---|
| 基本目標１　男女共同参画の理解の促進 | | | |
| 男女共同参画講演会の参加者数 | ― | | 600 人 |
| 【市民意識の変化】「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合 | 43.3% | | 53.3% |
| 【市民意識の変化】日常的な仕事をしない男性の割合 | 食事のしたく | 48.3% | 38.3% |
| | 子どもの世話 | 13.5% | 3.5% |
| こんにちは赤ちゃん訪問事業割合 | 70.0%<br>（平成 23 年度） | | 100.0% |
| 【市民意識の変化】「自分の周りで子どもを虐待しているのではないか」と思ったことがある人の割合 | 9.2% | | 0.0% |
| 基本目標２　男女平等意識を育てる教育・学習の充実 | | | |
| 幼児期家庭教育講座の定員に対する参加者率 | 70.0%<br>（平成 23 年度） | | 80.0% |
| 【市民意識の変化】家庭生活において「男女の地位が平等である」と思う人の割合 | 31.6% | | 41.6% |
| 人権教育講演会の参加者数 | 600 人<br>（平成 23 年度） | | 800 人 |
| 【市民意識の変化】学校教育の場において「男女の地位が平等である」と思う人の割合 | 61.4% | | 71.4% |
| 【市民意識の変化】地域社会において「男女の地位が平等である」と思う人の割合 | 32.4% | | 42.4% |
| 基本目標３　あらゆる分野での男女共同参画の推進 | | | |
| 審議会、委員会への女性登用率 | 22.4% | | 30.0% |
| 職員一般行政職の女性管理職比率 | 14.5% | | 20.0% |
| あま市女性消防クラブ員数 | 25 人<br>（平成 23 年度） | | 100 人 |
| 【市民意識の変化】女性の人権上の問題として「職場における差別待遇」と思う人の割合 | 46.0% | | 36.0% |
| 【市民意識の変化】女性の人権上の問題として「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」と思う人の割合（P30 図：女性に関する人権上の問題） | 56.1% | | 46.1% |
| １歳未満の低年齢児保育が実施可能な保育園数 | 11 施設<br>（平成 23 年度） | | 13 施設 |
| 延長保育実施保育園数 | 12 施設<br>（平成 23 年度） | | 12 施設<br>（継続） |
| 保育所入所待機児童数 | ０人<br>（平成 23 年度） | | ０人<br>（維持） |
| 介護予防教室の開催数（一次予防事業） | 186 回<br>（平成 23 年度） | | 300 回 |
| 介護予防教室の参加者数（一次予防事業） | 1,974 人<br>（平成 23 年度） | | 3,000 人 |

| 評価指標 | | | 現状値 | 目標値<br>平成 33 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 基本目標４　様々な困難を抱える人々への支援 | | | | |
| | 自ら働き、経済的に自活している高齢者の比率 | | 87.6%<br>（平成 22 年度） | 88.0% |
| | 母子家庭等就業相談回数 | | 月３回<br>（平成 23 年度） | 月３回<br>（継続） |
| | 【市民意識の変化】地域間交流や国際交流への取り組みが満足と思う割合 | | 67.6%<br>（平成 22 年度） | 80.0% |
| | 【市民意識の変化】人権相談事業の実施を知っている人の割合 | | 7.4% | 17.4% |
| 基本目標５　生涯を通じた健康支援 | | | | |
| | 特定健康診査受診率 | | 30.3%<br>（平成 22 年度） | 65.0% |
| | マタニティ教室の参加率 | 妊婦 | 30.0%<br>（平成 23 年度） | 50.0% |
| | | 夫 | 7.0%<br>（平成 23 年度） | 15.0% |
| | 子宮がん検診受診率 | | 22.9%<br>（平成 22 年度） | 50.0% |
| | 乳がん検診受診率 | | 30.1%<br>（平成 22 年度） | 50.0% |
| 基本目標６　暴力の根絶のための基盤づくり | | | | |
| | 【市民意識の変化】「これまでに、ＤＶを受けたことがない」と答えた人の割合 | | 80.7% | 80.7%<br>（維持） |
| | あま市における１年間あたりの犯罪発生件数 | | 1,461 件 | 1,000 件以下 |
| | 【市民意識の変化】ＤＶ被害者の相談できなかった理由として「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合 | | 8.3% | 0.0% |